

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2023.4.8

三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)

〈愛称: 夢満債(米ドルコース)〉

三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)

〈愛称: 夢満債(豪ドルコース)〉

追加型投信／海外／債券

この目論見書により行う「三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)」、「三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年10月7日に関東財務局長に提出しており、2022年10月8日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJ国際投信株式会社※ ※2023年10月1日より商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更します。
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行（売出）価額の総額】	1
(4)【発行（売出）価格】	1
(5)【申込手数料】	1
(6)【申込単位】	1
(7)【申込期間】	2
(8)【申込取扱場所】	2
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	54
第3【ファンドの経理状況】	61
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	80
第三部【委託会社等の情報】	80
第1【委託会社等の概況】	80
約款	123

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）
（ファンドの愛称を「夢満債（米ドルコース）」とします。）
三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）
（ファンドの愛称を「夢満債（豪ドルコース）」とします。）
（以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社にてご確認ください。
なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ 国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 1.65%（税抜 1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）」または「三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7) 【申込期間】

2022 年 10 月 8 日から 2023 年 10 月 6 日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000 億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MR F	
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年 1 回	グローバル	ファミリー	あり	日経 2 2 5	ブル・ベア型
一般	年 2 回	日本	ファンド	()		
大型株	年 4 回	北米			T O P I X	条件付運用型
中小型株	年 6 回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年 12 回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型／
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				
クレジット	()	(中東)				その他
属性		エマージング				()
(高格付債)						
不動産投信						
その他資産						
()						
資産複合						
()						

三菱ＵＦＪ オーストラリア債券ファンド（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年１回 年２回 年４回 年６回 (隔月)	グローバル 日本 北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
債券			ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
一般 公債	年１２回 (毎月)	オセアニア 中南米			その他 ()	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型
社債 その他債券 クレジット 属性 (高格付債)	日々 その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング				その他 ()
不動産投信 その他資産 ()						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象 地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象 資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネー）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営

	ージメント・ファン ド)	に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	M R F (マネー・リザ ーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F及びMMFの運営 に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480 号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならび に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に 規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨ま たはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起する ことが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載が あるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをい います。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載がある ものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があ るものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのもの をいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債 (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。 以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいま す。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する 旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資 する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット 属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別し て投資する、あるいは投資適格債(BBB格相当以上)を投資 対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイ イールド債等(BB格相当以下)を主要投資対象とする旨の記 載があるものについて低格付債を債券の属性として併記しま す。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載が あるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外 に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載がある ものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをい います。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをい います。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをい います。
	年6回(隔月)		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをい います。

	年 12 回（毎月）	信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経 2 2 5	信託約款において、日経 2 2 5 に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	T O P I X	信託約款において、T O P I X に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を

	／絶対収益追求型	目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

『三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)』

米国の国債等を主要投資対象とし、米国の国債の指標であるFTSE米国債インデックス(円換算ベース)をベンチマークとして分散投資を行うことにより、安定した収益の獲得をめざします。

『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)』

オーストラリアの国債等を主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、安定した収益の獲得をめざします。

ファンドの特色



米国またはオーストラリアの高格付けの国債等に分散投資します。

- 主として投資対象国の国債、政府保証債、政府機関債および州政府債等に分散投資します。
- 各ファンドの投資対象は以下の通りです。

『三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)』

：米国の公社債

『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)』：オーストラリアの公社債および豪ドル建ての公社債

- 投資する公社債は、原則として、S&Pグローバル・レーティング(S&P)「A-」格以上またはムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)「A3」格以上の長期信用格付けを有するものとします。

■ 長期信用格付けとは

<信用格付けとファンドの投資対象>			
債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。 S&PのAAからCCCまでの格付けには「+、-」、Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1、2、3」という付加記号を省略して表示しています。	高い 信用力 低い	S&P AAA AA A BBB BB B CCC CC C D	Moody's Aaa Aa A Baa Ba B Caa Ca C -
		投資適格格付け 投機的格付け	



ポートフォリオの加重平均デュレーションを2年以上8年以内とした運用を行います。

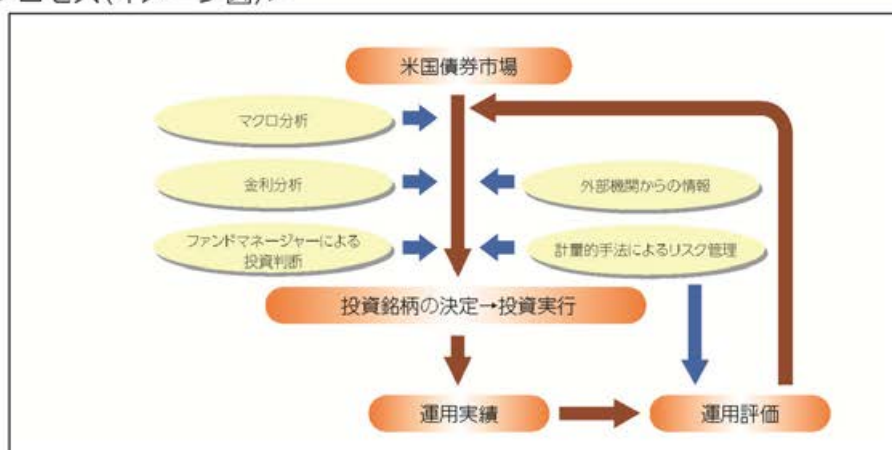
- 各ファンドのベンチマークは、以下の通りとします。

『三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)』

FTSE米国債インデックス(円換算ベース)

FTSE米国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、米国債の総合収益率を指数化した債券インデックスです。FTSE米国債インデックス(円換算ベース)は、FTSE米国債インデックス・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

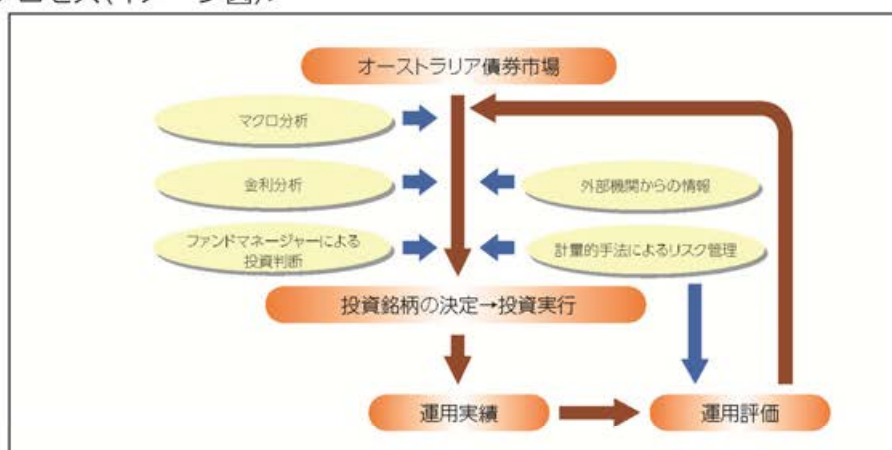
<運用プロセス(イメージ図)>



『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)』

ベンチマークは設けません。

<運用プロセス(イメージ図)>



デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

上記の各運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

特色3

原則として為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

『三菱UFJ USボンドファンド (毎月分配型)』

〈為替レートの変動と基準価額 および分配金の関係〉

① 円安／米ドル高の局面では基準価額
および分配金が上昇(増加)する要因
となります。



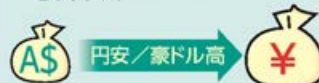
② 円高／米ドル安の局面では基準価額
および分配金が下落(減少)する要因
となります。



『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド (毎月分配型)』

〈為替レートの変動と基準価額 および分配金の関係〉

① 円安／豪ドル高の局面では基準価額
および分配金が上昇(増加)する要因
となります。



② 円高／豪ドル安の局面では基準価額
および分配金が下落(減少)する要因
となります。



特色4

各ファンドは無手数料でスイッチング(乗換)が可能です。

- スwitchingの際に換金するファンドの基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.1%)および解約金の利益に対する税金が差し引かれます。

特色5

毎月9日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。

- 原則として、海外の公社債から受け取る利子配当収入を中心に、経費等を勘案したうえで、安定した分配を継続することをめざします。

『三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)』

米国の公社債から受け取る利子配当収入を中心に、経費等を勘案したうえで、分配金をお支払いします。

『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)』

豪ドル建ての公社債から受け取る利子配当収入を中心に、経費等を勘案したうえで、分配金をお支払いします。

- 毎月分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



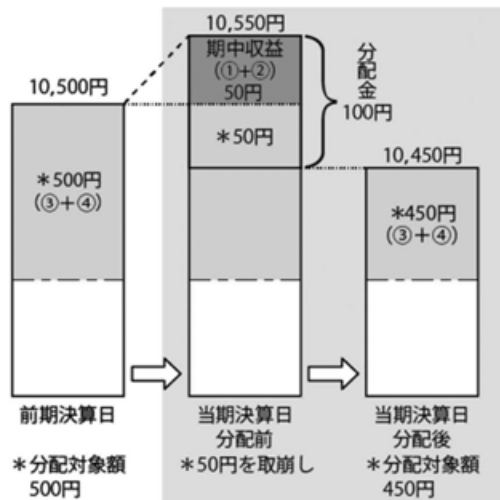
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

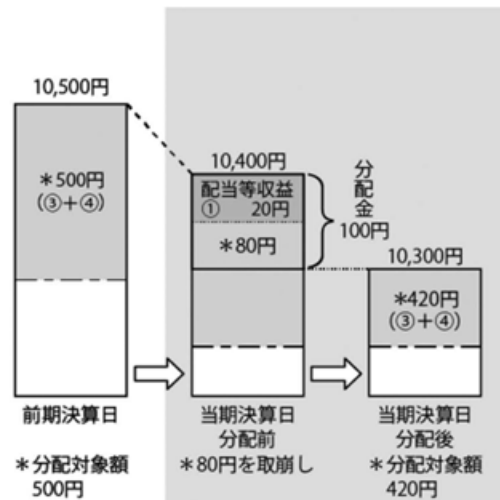
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



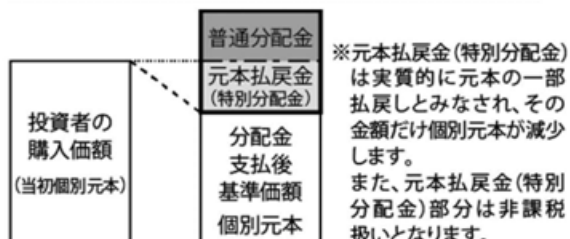
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

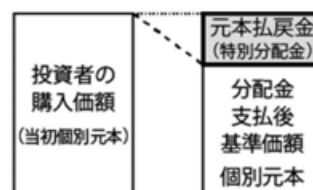
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

<三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）>

2003年1月14日	設定日、信託契約締結、運用開始
2005年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継 名称を「UFJパートナーズ USボンドファンド（毎月分配型）」から「三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）」に変更

<三菱UFJ ユーロボンドファンド（毎月分配型）>

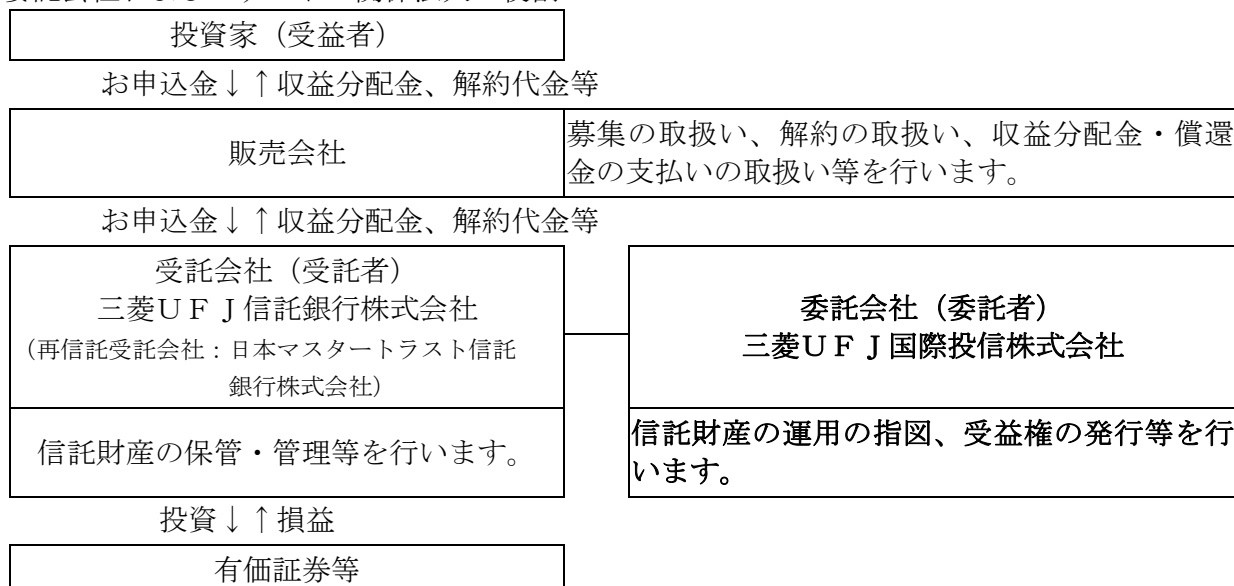
2003年1月14日	設定日、信託契約締結、運用開始
2005年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継 名称を「UFJパートナーズ ユーロボンドファンド（毎月分配型）」から「三菱UFJ ユーロボンドファンド（毎月分配型）」に変更
2016年12月16日	信託の終了

<三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）>

2003年10月31日	設定日、信託契約締結、運用開始
2005年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継 名称を「UFJパートナーズ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」から「三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2023 年 1 月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 404 号
- ・設立年月日
1985 年 8 月 1 日
- ・資本金
2,000 百万円
- ・沿革
1997 年 5 月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004 年 10 月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005 年 10 月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015 年 7 月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581 株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）」

米国の公社債を主要投資対象とします。

主としてA格相当以上の格付を有する米国の国債、政府保証債および政府機関債に分散投資を行います。

運用にあたりましては、F T S E米国債インデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、ポートフォリオの加重平均デュレーションを2年以上8年以内とした運用を行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」

豪ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

主として高格付の豪ドル建ての公社債に投資します。

投資にあたりましては、豪ドル建てのオーストラリアの国債、政府機関債、A格相当以上の格付を有する州政府債および政府保証債等、ならびにオーストラリア以外のA格相当以上の格付を有する豪ドル建ての政府機関債および国際機関債等に分散投資を行います。

運用にあたりましては、ポートフォリオの加重平均デュレーションを2年以上8年以内とします。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - c. 金利先渡取引および為替先渡取引
 - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で 16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下 16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

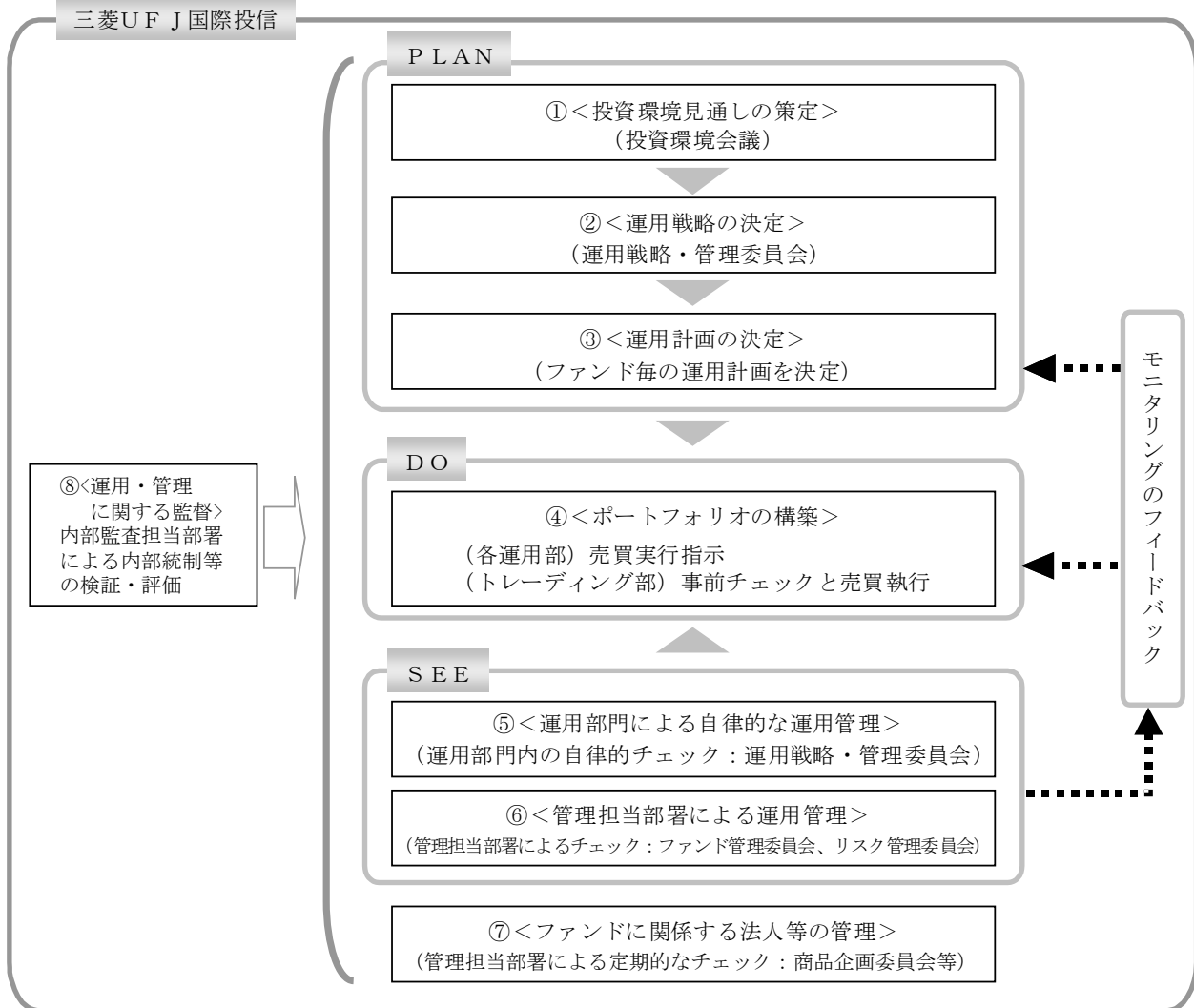
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

（3）【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的な牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

③投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

④同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りでは

ありません。

- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑤に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資

することを指図することができます。

⑫金利先渡し取引および為替先渡し取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑮デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑯信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2018年2月末～2023年1月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2018年2月末～2023年1月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ オーストラリアボンドファンド(毎月分配型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2018年2月末～2023年1月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2018年2月末～2023年1月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPI (国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI (総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス (除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額 (発行価格) $\times$ 1.65% (税抜 1.5%) を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース (一般コース) と分配金再投資コース (累積投資コース) があり、分配金再投資コース (累積投資コース) の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「三菱UFJ USボンドファンド (毎月分配型)」または「三菱UFJ オーストラリアボンドファンド (毎月分配型)」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他方のファンドの取得申込みを行う場合 (「スイッチング」といいます。)、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金 (解約) 手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額 (当該基準価額の 0.1%) が差し引かれます。

※換金 (解約) 手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.155% (税抜 1.05%) の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.4%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2023 年 1 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）】

（1）【投資状況】

令和 5 年 1 月 31 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
-------	------	------	---------

国債証券	アメリカ	183, 512, 176	96. 48
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	6, 697, 698	3. 52
純資産総額		190, 209, 874	100. 00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 5 年 1 月 31 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	0. 625 T-NOTE 260731	340, 000	11, 662. 28	39, 651, 769	11, 676. 55	39, 700, 287	0. 625000	2026/7/31	20. 87
アメリカ	国債証券	2. 625 T-NOTE 250415	270, 000	12, 632. 14	34, 106, 794	12, 620. 67	34, 075, 833	2. 625000	2025/4/15	17. 91
アメリカ	国債証券	2. 75 T-NOTE 230430	210, 000	12, 973. 80	27, 244, 991	12, 981. 77	27, 261, 719	2. 750000	2023/4/30	14. 33
アメリカ	国債証券	2. 875 T-NOTE 320515	170, 000	12, 382. 41	21, 050, 110	12, 368. 14	21, 025, 851	2. 875000	2032/5/15	11. 05
アメリカ	国債証券	4. 5 T-NOTE 241130	140, 000	13, 101. 02	18, 341, 430	13, 074. 26	18, 303, 971	4. 500000	2024/11/30	9. 62
アメリカ	国債証券	2. 75 T-BOND 421115	160, 000	11, 030. 32	17, 648, 514	11, 105. 23	17, 768, 383	2. 750000	2042/11/15	9. 34
アメリカ	国債証券	3 T-BOND 490215	130, 000	11, 409. 24	14, 832, 018	11, 448. 48	14, 883, 034	3. 000000	2049/2/15	7. 82
アメリカ	国債証券	2. 375 T-BOND 510515	90, 000	9, 993. 18	8, 993, 868	10, 029. 37	9, 026, 433	2. 375000	2051/5/15	4. 75
アメリカ	国債証券	5. 375 T-BOND 310215	10, 000	14, 691. 88	1, 469, 188	14, 666. 65	1, 466, 665	5. 375000	2031/2/15	0. 77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 5 年 1 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	96. 48
合計	96. 48

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 5 年 1 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 120 計算期間末日 (平成 25 年 2 月 12 日)	701, 642, 182	702, 870, 953	8, 565	8, 580
第 121 計算期間末日 (平成 25 年 3 月 11 日)	712, 876, 558	714, 107, 402	8, 688	8, 703
第 122 計算期間末日 (平成 25 年 4 月 9 日)	750, 838, 244	752, 075, 381	9, 104	9, 119
第 123 計算期間末日 (平成 25 年 5 月 9 日)	728, 554, 846	729, 765, 478	9, 027	9, 042
第 124 計算期間末日 (平成 25 年 6 月 10 日)	639, 117, 418	640, 212, 284	8, 756	8, 771
第 125 計算期間末日 (平成 25 年 7 月 9 日)	642, 573, 967	643, 660, 270	8, 873	8, 888
第 126 計算期間末日 (平成 25 年 8 月 9 日)	618, 235, 937	619, 323, 447	8, 527	8, 542
第 127 計算期間末日 (平成 25 年 9 月 9 日)	612, 719, 207	613, 783, 585	8, 635	8, 650
第 128 計算期間末日 (平成 25 年 10 月 9 日)	599, 778, 033	600, 834, 525	8, 516	8, 531
第 129 計算期間末日 (平成 25 年 11 月 11 日)	601, 432, 087	602, 475, 367	8, 647	8, 662
第 130 計算期間末日 (平成 25 年 12 月 9 日)	600, 802, 754	601, 808, 632	8, 959	8, 974
第 131 計算期間末日 (平成 26 年 1 月 9 日)	585, 284, 437	586, 253, 345	9, 061	9, 076
第 132 計算期間末日 (平成 26 年 2 月 10 日)	583, 751, 863	584, 729, 023	8, 961	8, 976
第 133 計算期間末日 (平成 26 年 3 月 10 日)	567, 074, 999	568, 023, 026	8, 972	8, 987
第 134 計算期間末日 (平成 26 年 4 月 9 日)	542, 218, 967	543, 134, 561	8, 883	8, 898
第 135 計算期間末日 (平成 26 年 5 月 9 日)	543, 740, 989	544, 658, 416	8, 890	8, 905
第 136 計算期間末日 (平成 26 年 6 月 9 日)	547, 896, 473	548, 814, 703	8, 950	8, 965
第 137 計算期間末日 (平成 26 年 7 月 9 日)	532, 378, 127	533, 279, 624	8, 858	8, 873
第 138 計算期間末日 (平成 26 年 8 月 11 日)	525, 074, 306	525, 953, 194	8, 961	8, 976
第 139 計算期間末日 (平成 26 年 9 月 9 日)	545, 680, 231	546, 563, 085	9, 271	9, 286
第 140 計算期間末日 (平成 26 年 10 月 9 日)	561, 528, 513	562, 409, 375	9, 562	9, 577
第 141 計算期間末日 (平成 26 年 11 月 10 日)	576, 604, 240	577, 460, 586	10, 100	10, 115
第 142 計算期間末日 (平成 26 年 12 月 9 日)	581, 650, 743	582, 465, 360	10, 710	10, 725
第 143 計算期間末日 (平成 27 年 1 月 9 日)	580, 745, 930	581, 555, 073	10, 766	10, 781
第 144 計算期間末日 (平成 27 年 2 月 9 日)	568, 041, 709	568, 838, 684	10, 691	10, 706
第 145 計算期間末日 (平成 27 年 3 月 9 日)	552, 905, 194	553, 683, 456	10, 657	10, 672
第 146 計算期間末日 (平成 27 年 4 月 9 日)	561, 980, 565	562, 758, 380	10, 838	10, 853
第 147 計算期間末日 (平成 27 年 5 月 11 日)	549, 593, 415	550, 370, 454	10, 609	10, 624
第 148 計算期間末日 (平成 27 年 6 月 9 日)	548, 139, 941	548, 895, 750	10, 879	10, 894
第 149 計算期間末日 (平成 27 年 7 月 9 日)	528, 672, 769	529, 418, 264	10, 637	10, 652
第 150 計算期間末日 (平成 27 年 8 月 10 日)	540, 059, 089	540, 797, 871	10, 965	10, 980
第 151 計算期間末日 (平成 27 年 9 月 9 日)	506, 724, 738	507, 444, 804	10, 556	10, 571
第 152 計算期間末日 (平成 27 年 10 月 9 日)	494, 852, 782	495, 553, 912	10, 587	10, 602
第 153 計算期間末日 (平成 27 年 11 月 9 日)	495, 394, 771	496, 088, 825	10, 707	10, 722
第 154 計算期間末日 (平成 27 年 12 月 9 日)	484, 838, 277	485, 516, 000	10, 731	10, 746
第 155 計算期間末日 (平成 28 年 1 月 12 日)	455, 758, 924	456, 420, 905	10, 327	10, 342
第 156 計算期間末日 (平成 28 年 2 月 9 日)	451, 012, 450	451, 666, 368	10, 346	10, 361

第 157 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 9 日)	433, 582, 577	434, 232, 519	10, 007	10, 022
第 158 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 11 日)	427, 003, 843	427, 665, 590	9, 679	9, 694
第 159 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 9 日)	421, 261, 077	421, 920, 851	9, 577	9, 592
第 160 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 9 日)	417, 196, 110	417, 851, 766	9, 545	9, 560
第 161 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 11 日)	399, 146, 613	399, 796, 699	9, 210	9, 225
第 162 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 9 日)	401, 462, 563	402, 115, 810	9, 218	9, 233
第 163 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 9 日)	397, 176, 994	397, 827, 432	9, 159	9, 174
第 164 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 11 日)	398, 912, 942	399, 561, 493	9, 226	9, 241
第 165 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 9 日)	387, 432, 159	388, 078, 250	8, 995	9, 010
第 166 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 9 日)	411, 294, 156	411, 928, 185	9, 730	9, 745
第 167 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 10 日)	408, 057, 010	408, 675, 143	9, 902	9, 917
第 168 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 9 日)	393, 495, 050	393, 905, 831	9, 579	9, 589
第 169 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 9 日)	391, 278, 778	391, 683, 191	9, 675	9, 685
第 170 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 10 日)	380, 922, 011	381, 322, 991	9, 500	9, 510
第 171 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 9 日)	383, 858, 262	384, 256, 046	9, 650	9, 660
第 172 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 9 日)	366, 164, 518	366, 551, 226	9, 469	9, 479
第 173 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 10 日)	369, 664, 434	370, 044, 375	9, 730	9, 740
第 174 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 9 日)	339, 414, 495	339, 774, 308	9, 433	9, 443
第 175 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 11 日)	330, 991, 183	331, 343, 042	9, 407	9, 417
第 176 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 10 日)	330, 283, 987	330, 627, 205	9, 623	9, 633
第 177 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 9 日)	321, 769, 750	322, 099, 320	9, 763	9, 773
第 178 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 11 日)	289, 904, 594	290, 203, 662	9, 694	9, 704
第 179 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 9 日)	285, 994, 452	286, 292, 182	9, 606	9, 616
第 180 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 9 日)	267, 689, 105	267, 984, 453	9, 064	9, 074
第 181 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 9 日)	260, 031, 253	260, 324, 226	8, 876	8, 886
第 182 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 9 日)	261, 971, 574	262, 264, 569	8, 941	8, 951
第 183 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 9 日)	264, 772, 714	265, 064, 590	9, 071	9, 081
第 184 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 11 日)	253, 365, 551	253, 644, 325	9, 089	9, 099
第 185 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 9 日)	257, 347, 041	257, 625, 855	9, 230	9, 240
第 186 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 9 日)	254, 347, 320	254, 624, 273	9, 184	9, 194
第 187 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 10 日)	247, 000, 196	247, 268, 808	9, 195	9, 205
第 188 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 9 日)	245, 128, 524	245, 394, 506	9, 216	9, 226
第 189 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 9 日)	245, 582, 897	245, 847, 250	9, 290	9, 300
第 190 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 10 日)	244, 947, 663	245, 209, 825	9, 343	9, 353
第 191 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 9 日)	234, 414, 305	234, 671, 740	9, 106	9, 116
第 192 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 12 日)	235, 116, 012	235, 369, 148	9, 288	9, 298
第 193 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 11 日)	232, 955, 512	233, 205, 228	9, 329	9, 339
第 194 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 9 日)	235, 460, 060	235, 709, 823	9, 427	9, 437
第 195 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 9 日)	231, 527, 384	231, 775, 536	9, 330	9, 340
第 196 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 10 日)	229, 664, 274	229, 908, 157	9, 417	9, 427
第 197 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 9 日)	230, 564, 840	230, 808, 407	9, 466	9, 476

第 198 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 9 日)	228, 719, 527	228, 962, 981	9, 395	9, 405
第 199 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 9 日)	231, 718, 798	231, 960, 864	9, 573	9, 583
第 200 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 9 日)	233, 764, 714	234, 008, 434	9, 592	9, 602
第 201 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 11 日)	232, 245, 322	232, 489, 003	9, 531	9, 541
第 202 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 9 日)	229, 776, 555	230, 017, 403	9, 540	9, 550
第 203 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 9 日)	230, 519, 092	230, 759, 942	9, 571	9, 581
第 204 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 10 日)	234, 998, 961	235, 239, 265	9, 779	9, 789
第 205 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 9 日)	231, 728, 234	231, 969, 546	9, 603	9, 613
第 206 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 9 日)	240, 212, 737	240, 447, 558	10, 230	10, 240
第 207 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 11 日)	234, 438, 900	234, 672, 348	10, 042	10, 052
第 208 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 9 日)	234, 882, 060	235, 116, 957	9, 999	10, 009
第 209 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 9 日)	236, 971, 792	237, 207, 185	10, 067	10, 077
第 210 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 11 日)	242, 175, 968	242, 417, 572	10, 024	10, 034
第 211 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 9 日)	237, 923, 280	238, 163, 229	9, 916	9, 926
第 212 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 9 日)	235, 430, 672	235, 670, 001	9, 837	9, 847
第 213 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 9 日)	229, 489, 401	229, 729, 382	9, 563	9, 573
第 214 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 9 日)	226, 958, 059	227, 194, 628	9, 594	9, 604
第 215 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 12 日)	213, 749, 144	213, 974, 587	9, 481	9, 491
第 216 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 9 日)	213, 647, 951	213, 872, 092	9, 532	9, 542
第 217 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 9 日)	214, 390, 068	214, 612, 461	9, 640	9, 650
第 218 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 9 日)	214, 160, 523	214, 382, 623	9, 642	9, 652
第 219 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 10 日)	207, 938, 955	208, 155, 159	9, 618	9, 628
第 220 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 9 日)	211, 552, 841	211, 771, 227	9, 687	9, 697
第 221 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 9 日)	208, 763, 876	208, 976, 386	9, 824	9, 834
第 222 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 10 日)	208, 876, 360	209, 088, 890	9, 828	9, 838
第 223 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 9 日)	209, 182, 752	209, 395, 971	9, 811	9, 821
第 224 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 11 日)	209, 429, 343	209, 641, 954	9, 850	9, 860
第 225 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 9 日)	211, 665, 837	211, 877, 508	10, 000	10, 010
第 226 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 9 日)	210, 620, 948	210, 831, 722	9, 993	10, 003
第 227 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 11 日)	208, 767, 205	208, 976, 756	9, 963	9, 973
第 228 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 9 日)	207, 384, 891	207, 595, 791	9, 833	9, 843
第 229 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 9 日)	207, 269, 543	207, 480, 463	9, 827	9, 837
第 230 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 11 日)	211, 663, 028	211, 872, 434	10, 108	10, 118
第 231 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 9 日)	205, 061, 554	205, 259, 896	10, 339	10, 349
第 232 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 9 日)	206, 833, 029	207, 027, 194	10, 652	10, 662
第 233 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 11 日)	208, 634, 033	208, 828, 394	10, 734	10, 744
第 234 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 9 日)	209, 635, 175	209, 829, 851	10, 768	10, 778
第 235 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 9 日)	216, 068, 939	216, 262, 905	11, 139	11, 149
第 236 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 11 日)	208, 710, 420	208, 901, 733	10, 909	10, 919
第 237 計算期間末日	(令和 4 年 11 月 9 日)	203, 297, 748	203, 486, 599	10, 765	10, 775
第 238 計算期間末日	(令和 4 年 12 月 9 日)	199, 804, 538	199, 993, 642	10, 566	10, 576

第 239 計算期間末日	(令和 5 年 1 月 10 日)	191, 669, 287	191, 858, 249	10, 143	10, 153
	令和 4 年 1 月末日	208, 771, 206	—	9, 949	—
	2 月末日	206, 196, 351	—	9, 776	—
	3 月末日	211, 944, 581	—	10, 121	—
	4 月末日	217, 399, 211	—	10, 382	—
	5 月末日	200, 447, 547	—	10, 324	—
	6 月末日	209, 619, 890	—	10, 785	—
	7 月末日	210, 188, 291	—	10, 797	—
	8 月末日	211, 540, 326	—	10, 879	—
	9 月末日	209, 965, 540	—	10, 982	—
	10 月末日	207, 630, 565	—	11, 047	—
	11 月末日	198, 547, 535	—	10, 515	—
	12 月末日	189, 943, 008	—	10, 052	—
	令和 5 年 1 月末日	190, 209, 874	—	10, 055	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 120 計算期間	15 円
第 121 計算期間	15 円
第 122 計算期間	15 円
第 123 計算期間	15 円
第 124 計算期間	15 円
第 125 計算期間	15 円
第 126 計算期間	15 円
第 127 計算期間	15 円
第 128 計算期間	15 円
第 129 計算期間	15 円
第 130 計算期間	15 円
第 131 計算期間	15 円
第 132 計算期間	15 円
第 133 計算期間	15 円
第 134 計算期間	15 円
第 135 計算期間	15 円
第 136 計算期間	15 円
第 137 計算期間	15 円
第 138 計算期間	15 円
第 139 計算期間	15 円
第 140 計算期間	15 円

第 141 計算期間	15 円
第 142 計算期間	15 円
第 143 計算期間	15 円
第 144 計算期間	15 円
第 145 計算期間	15 円
第 146 計算期間	15 円
第 147 計算期間	15 円
第 148 計算期間	15 円
第 149 計算期間	15 円
第 150 計算期間	15 円
第 151 計算期間	15 円
第 152 計算期間	15 円
第 153 計算期間	15 円
第 154 計算期間	15 円
第 155 計算期間	15 円
第 156 計算期間	15 円
第 157 計算期間	15 円
第 158 計算期間	15 円
第 159 計算期間	15 円
第 160 計算期間	15 円
第 161 計算期間	15 円
第 162 計算期間	15 円
第 163 計算期間	15 円
第 164 計算期間	15 円
第 165 計算期間	15 円
第 166 計算期間	15 円
第 167 計算期間	15 円
第 168 計算期間	10 円
第 169 計算期間	10 円
第 170 計算期間	10 円
第 171 計算期間	10 円
第 172 計算期間	10 円
第 173 計算期間	10 円
第 174 計算期間	10 円
第 175 計算期間	10 円
第 176 計算期間	10 円
第 177 計算期間	10 円
第 178 計算期間	10 円
第 179 計算期間	10 円
第 180 計算期間	10 円
第 181 計算期間	10 円

第 182 計算期間	10 円
第 183 計算期間	10 円
第 184 計算期間	10 円
第 185 計算期間	10 円
第 186 計算期間	10 円
第 187 計算期間	10 円
第 188 計算期間	10 円
第 189 計算期間	10 円
第 190 計算期間	10 円
第 191 計算期間	10 円
第 192 計算期間	10 円
第 193 計算期間	10 円
第 194 計算期間	10 円
第 195 計算期間	10 円
第 196 計算期間	10 円
第 197 計算期間	10 円
第 198 計算期間	10 円
第 199 計算期間	10 円
第 200 計算期間	10 円
第 201 計算期間	10 円
第 202 計算期間	10 円
第 203 計算期間	10 円
第 204 計算期間	10 円
第 205 計算期間	10 円
第 206 計算期間	10 円
第 207 計算期間	10 円
第 208 計算期間	10 円
第 209 計算期間	10 円
第 210 計算期間	10 円
第 211 計算期間	10 円
第 212 計算期間	10 円
第 213 計算期間	10 円
第 214 計算期間	10 円
第 215 計算期間	10 円
第 216 計算期間	10 円
第 217 計算期間	10 円
第 218 計算期間	10 円
第 219 計算期間	10 円
第 220 計算期間	10 円
第 221 計算期間	10 円
第 222 計算期間	10 円

第 223 計算期間	10 円
第 224 計算期間	10 円
第 225 計算期間	10 円
第 226 計算期間	10 円
第 227 計算期間	10 円
第 228 計算期間	10 円
第 229 計算期間	10 円
第 230 計算期間	10 円
第 231 計算期間	10 円
第 232 計算期間	10 円
第 233 計算期間	10 円
第 234 計算期間	10 円
第 235 計算期間	10 円
第 236 計算期間	10 円
第 237 計算期間	10 円
第 238 計算期間	10 円
第 239 計算期間	10 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 120 計算期間	7.74
第 121 計算期間	1.61
第 122 計算期間	4.96
第 123 計算期間	△0.68
第 124 計算期間	△2.83
第 125 計算期間	1.50
第 126 計算期間	△3.73
第 127 計算期間	1.44
第 128 計算期間	△1.20
第 129 計算期間	1.71
第 130 計算期間	3.78
第 131 計算期間	1.30
第 132 計算期間	△0.93
第 133 計算期間	0.29
第 134 計算期間	△0.82
第 135 計算期間	0.24
第 136 計算期間	0.84
第 137 計算期間	△0.86
第 138 計算期間	1.33
第 139 計算期間	3.62

第 140 計算期間	3. 30
第 141 計算期間	5. 78
第 142 計算期間	6. 18
第 143 計算期間	0. 66
第 144 計算期間	△0. 55
第 145 計算期間	△0. 17
第 146 計算期間	1. 83
第 147 計算期間	△1. 97
第 148 計算期間	2. 68
第 149 計算期間	△2. 08
第 150 計算期間	3. 22
第 151 計算期間	△3. 59
第 152 計算期間	0. 43
第 153 計算期間	1. 27
第 154 計算期間	0. 36
第 155 計算期間	△3. 62
第 156 計算期間	0. 32
第 157 計算期間	△3. 13
第 158 計算期間	△3. 12
第 159 計算期間	△0. 89
第 160 計算期間	△0. 17
第 161 計算期間	△3. 35
第 162 計算期間	0. 24
第 163 計算期間	△0. 47
第 164 計算期間	0. 89
第 165 計算期間	△2. 34
第 166 計算期間	8. 33
第 167 計算期間	1. 92
第 168 計算期間	△3. 16
第 169 計算期間	1. 10
第 170 計算期間	△1. 70
第 171 計算期間	1. 68
第 172 計算期間	△1. 77
第 173 計算期間	2. 86
第 174 計算期間	△2. 94
第 175 計算期間	△0. 16
第 176 計算期間	2. 40
第 177 計算期間	1. 55
第 178 計算期間	△0. 60
第 179 計算期間	△0. 80
第 180 計算期間	△5. 53

第 181 計算期間	△1. 96
第 182 計算期間	0. 84
第 183 計算期間	1. 56
第 184 計算期間	0. 30
第 185 計算期間	1. 66
第 186 計算期間	△0. 39
第 187 計算期間	0. 22
第 188 計算期間	0. 33
第 189 計算期間	0. 91
第 190 計算期間	0. 67
第 191 計算期間	△2. 42
第 192 計算期間	2. 10
第 193 計算期間	0. 54
第 194 計算期間	1. 15
第 195 計算期間	△0. 92
第 196 計算期間	1. 03
第 197 計算期間	0. 62
第 198 計算期間	△0. 64
第 199 計算期間	2. 00
第 200 計算期間	0. 30
第 201 計算期間	△0. 53
第 202 計算期間	0. 19
第 203 計算期間	0. 42
第 204 計算期間	2. 27
第 205 計算期間	△1. 69
第 206 計算期間	6. 63
第 207 計算期間	△1. 73
第 208 計算期間	△0. 32
第 209 計算期間	0. 78
第 210 計算期間	△0. 32
第 211 計算期間	△0. 97
第 212 計算期間	△0. 69
第 213 計算期間	△2. 68
第 214 計算期間	0. 42
第 215 計算期間	△1. 07
第 216 計算期間	0. 64
第 217 計算期間	1. 23
第 218 計算期間	0. 12
第 219 計算期間	△0. 14
第 220 計算期間	0. 82
第 221 計算期間	1. 51

第 222 計算期間	0. 14
第 223 計算期間	△0. 07
第 224 計算期間	0. 49
第 225 計算期間	1. 62
第 226 計算期間	0. 03
第 227 計算期間	△0. 20
第 228 計算期間	△1. 20
第 229 計算期間	0. 04
第 230 計算期間	2. 96
第 231 計算期間	2. 38
第 232 計算期間	3. 12
第 233 計算期間	0. 86
第 234 計算期間	0. 40
第 235 計算期間	3. 53
第 236 計算期間	△1. 97
第 237 計算期間	△1. 22
第 238 計算期間	△1. 75
第 239 計算期間	△3. 90

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 120 計算期間	255, 449	23, 204, 651	819, 181, 219
第 121 計算期間	12, 465, 076	11, 083, 261	820, 563, 034
第 122 計算期間	15, 755, 089	11, 559, 779	824, 758, 344
第 123 計算期間	3, 803, 049	21, 473, 368	807, 088, 025
第 124 計算期間	12, 022, 038	89, 199, 365	729, 910, 698
第 125 計算期間	12, 304, 640	18, 013, 066	724, 202, 272
第 126 計算期間	9, 187, 623	8, 383, 014	725, 006, 881
第 127 計算期間	3, 831, 838	19, 253, 303	709, 585, 416
第 128 計算期間	740, 725	5, 997, 757	704, 328, 384
第 129 計算期間	—	8, 808, 058	695, 520, 326
第 130 計算期間	2, 411, 628	27, 346, 518	670, 585, 436
第 131 計算期間	2, 171, 948	26, 818, 112	645, 939, 272
第 132 計算期間	6, 620, 318	1, 119, 530	651, 440, 060
第 133 計算期間	1, 256, 888	20, 678, 558	632, 018, 390
第 134 計算期間	329, 778	21, 951, 933	610, 396, 235
第 135 計算期間	3, 912, 810	2, 690, 569	611, 618, 476
第 136 計算期間	1, 877, 205	1, 342, 125	612, 153, 556
第 137 計算期間	1, 364, 989	12, 520, 295	600, 998, 250

第 138 計算期間	1, 100, 176	16, 172, 837	585, 925, 589
第 139 計算期間	5, 302, 630	2, 658, 276	588, 569, 943
第 140 計算期間	5, 894, 815	7, 222, 923	587, 241, 835
第 141 計算期間	8, 791, 099	25, 135, 184	570, 897, 750
第 142 計算期間	3, 005, 282	30, 824, 710	543, 078, 322
第 143 計算期間	14, 679, 468	18, 328, 911	539, 428, 879
第 144 計算期間	5, 387, 385	13, 499, 519	531, 316, 745
第 145 計算期間	2, 082, 854	14, 557, 771	518, 841, 828
第 146 計算期間	2, 008, 173	2, 306, 264	518, 543, 737
第 147 計算期間	2, 336, 357	2, 853, 657	518, 026, 437
第 148 計算期間	10, 324, 231	24, 477, 438	503, 873, 230
第 149 計算期間	1, 811, 569	8, 687, 822	496, 996, 977
第 150 計算期間	747, 814	5, 223, 240	492, 521, 551
第 151 計算期間	3, 504, 792	15, 982, 100	480, 044, 243
第 152 計算期間	949, 879	13, 574, 013	467, 420, 109
第 153 計算期間	232, 454	4, 949, 465	462, 703, 098
第 154 計算期間	—	10, 887, 273	451, 815, 825
第 155 計算期間	5, 284, 014	15, 779, 026	441, 320, 813
第 156 計算期間	1, 137, 292	6, 512, 567	435, 945, 538
第 157 計算期間	501, 784	3, 152, 311	433, 295, 011
第 158 計算期間	9, 864, 295	1, 994, 082	441, 165, 224
第 159 計算期間	96, 251	1, 411, 849	439, 849, 626
第 160 計算期間	370, 344	3, 115, 374	437, 104, 596
第 161 計算期間	73, 981	3, 787, 393	433, 391, 184
第 162 計算期間	4, 141, 216	2, 033, 838	435, 498, 562
第 163 計算期間	2, 789, 404	4, 662, 590	433, 625, 376
第 164 計算期間	250, 574	1, 508, 142	432, 367, 808
第 165 計算期間	3, 520, 141	5, 160, 327	430, 727, 622
第 166 計算期間	1, 226, 140	9, 267, 436	422, 686, 326
第 167 計算期間	994, 481	11, 591, 869	412, 088, 938
第 168 計算期間	1, 126, 715	2, 434, 446	410, 781, 207
第 169 計算期間	5, 217	6, 372, 665	404, 413, 759
第 170 計算期間	312, 700	3, 745, 967	400, 980, 492
第 171 計算期間	—	3, 196, 336	397, 784, 156
第 172 計算期間	—	11, 076, 093	386, 708, 063
第 173 計算期間	—	6, 766, 605	379, 941, 458
第 174 計算期間	994, 077	21, 122, 513	359, 813, 022
第 175 計算期間	6, 013	7, 959, 822	351, 859, 213
第 176 計算期間	24, 740	8, 665, 220	343, 218, 733
第 177 計算期間	—	13, 647, 946	329, 570, 787
第 178 計算期間	—	30, 502, 357	299, 068, 430

第 179 計算期間	396, 663	1, 734, 629	297, 730, 464
第 180 計算期間	360, 725	2, 742, 933	295, 348, 256
第 181 計算期間	2, 593, 064	4, 967, 948	292, 973, 372
第 182 計算期間	22, 149	—	292, 995, 521
第 183 計算期間	233, 151	1, 352, 190	291, 876, 482
第 184 計算期間	5, 414	13, 107, 559	278, 774, 337
第 185 計算期間	40, 530	—	278, 814, 867
第 186 計算期間	1, 320, 253	3, 181, 362	276, 953, 758
第 187 計算期間	122, 601	8, 463, 504	268, 612, 855
第 188 計算期間	605, 390	3, 235, 488	265, 982, 757
第 189 計算期間	—	1, 629, 490	264, 353, 267
第 190 計算期間	17, 058	2, 207, 421	262, 162, 904
第 191 計算期間	2, 650, 734	7, 378, 281	257, 435, 357
第 192 計算期間	3, 771, 992	8, 070, 894	253, 136, 455
第 193 計算期間	1, 409, 395	4, 828, 908	249, 716, 942
第 194 計算期間	628, 457	582, 028	249, 763, 371
第 195 計算期間	1, 044, 760	2, 655, 831	248, 152, 300
第 196 計算期間	—	4, 268, 967	243, 883, 333
第 197 計算期間	3, 470, 092	3, 785, 969	243, 567, 456
第 198 計算期間	844, 435	957, 214	243, 454, 677
第 199 計算期間	—	1, 388, 530	242, 066, 147
第 200 計算期間	3, 210, 075	1, 555, 545	243, 720, 677
第 201 計算期間	1, 183, 815	1, 222, 910	243, 681, 582
第 202 計算期間	2, 605, 234	5, 437, 895	240, 848, 921
第 203 計算期間	5, 915	4, 476	240, 850, 360
第 204 計算期間	454, 453	1, 000, 696	240, 304, 117
第 205 計算期間	1, 603, 650	595, 449	241, 312, 318
第 206 計算期間	19, 720	6, 510, 579	234, 821, 459
第 207 計算期間	205, 225	1, 578, 254	233, 448, 430
第 208 計算期間	1, 454, 318	5, 006	234, 897, 742
第 209 計算期間	495, 443	—	235, 393, 185
第 210 計算期間	10, 319, 396	4, 107, 945	241, 604, 636
第 211 計算期間	510, 400	2, 165, 513	239, 949, 523
第 212 計算期間	—	620, 038	239, 329, 485
第 213 計算期間	1, 640, 099	988, 432	239, 981, 152
第 214 計算期間	415, 808	3, 827, 781	236, 569, 179
第 215 計算期間	2, 444, 854	13, 571, 027	225, 443, 006
第 216 計算期間	659, 299	1, 960, 743	224, 141, 562
第 217 計算期間	—	1, 748, 397	222, 393, 165
第 218 計算期間	304, 133	596, 302	222, 100, 996
第 219 計算期間	—	5, 896, 398	216, 204, 598

第 220 計算期間	2, 284, 756	102, 997	218, 386, 357
第 221 計算期間	151, 133	6, 026, 995	212, 510, 495
第 222 計算期間	20, 084	—	212, 530, 579
第 223 計算期間	1, 021, 528	332, 765	213, 219, 342
第 224 計算期間	1, 740, 851	2, 348, 687	212, 611, 506
第 225 計算期間	—	940, 397	211, 671, 109
第 226 計算期間	—	897, 090	210, 774, 019
第 227 計算期間	19, 722	1, 241, 811	209, 551, 930
第 228 計算期間	1, 348, 665	—	210, 900, 595
第 229 計算期間	20, 240	—	210, 920, 835
第 230 計算期間	19, 632	1, 534, 158	209, 406, 309
第 231 計算期間	—	11, 064, 220	198, 342, 089
第 232 計算期間	—	4, 176, 125	194, 165, 964
第 233 計算期間	195, 566	—	194, 361, 530
第 234 計算期間	315, 208	—	194, 676, 738
第 235 計算期間	—	710, 238	193, 966, 500
第 236 計算期間	818, 919	3, 471, 670	191, 313, 749
第 237 計算期間	896, 138	3, 358, 139	188, 851, 748
第 238 計算期間	282, 773	29, 686	189, 104, 835
第 239 計算期間	637, 652	779, 890	188, 962, 597

【三菱ＵＦＪ オーストラリア債券ファンド（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 5 年 1 月 31 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	オーストラリア	1, 507, 306, 479	43. 42
地方債証券	オーストラリア	162, 907, 743	4. 69
特殊債券	オーストラリア	1, 743, 214, 821	50. 22
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	57, 952, 803	1. 67
純資産総額		3, 471, 381, 846	100. 00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 5 年 1 月 31 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （％）	償還期限 （年／月／日）	投資 比率 （％）
----------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------	-----------------	-----------------

オーストラリア	国債証券	2.75 AUST GOVT 271121	2,000,000	8,907.80	178,156,172	8,984.03	179,680,645	2.750000	2027/11/21	5.18
オーストラリア	国債証券	2.5 AUST GOVT 300521	2,000,000	8,532.31	170,646,334	8,653.86	173,077,368	2.500000	2030/5/21	4.99
オーストラリア	国債証券	0.5 AUST GOVT 260921	2,000,000	8,313.54	166,270,916	8,343.26	166,865,236	0.500000	2026/9/21	4.81
オーストラリア	特殊債券	1.25 VICTORIA 271119	2,000,000	8,091.86	161,837,273	8,189.00	163,780,122	1.250000	2027/11/19	4.72
オーストラリア	特殊債券	2.5 NEWSWALES 321122	2,000,000	7,752.52	155,050,537	7,894.32	157,886,423	2.500000	2032/11/22	4.55
オーストラリア	国債証券	4.5 AUST GOVT 330421	1,500,000	9,799.93	146,998,979	9,949.82	149,247,440	4.500000	2033/4/21	4.30
オーストラリア	特殊債券	3.5 NORTHERN TERR 280421	1,500,000	8,952.14	134,282,210	9,045.35	135,680,289	3.500000	2028/4/21	3.91
オーストラリア	国債証券	1 AUST GOVT 301221	1,500,000	7,516.14	112,742,173	7,642.44	114,636,689	1.000000	2030/12/21	3.30
オーストラリア	国債証券	1 AUST GOVT 311121	1,500,000	7,330.81	109,962,262	7,458.67	111,880,191	1.000000	2031/11/21	3.22
オーストラリア	特殊債券	4.75 AFRICAN DEVE 240306	1,000,000	9,272.10	92,721,021	9,276.98	92,769,808	4.750000	2024/3/6	2.67
オーストラリア	特殊債券	3.6 INTL FINAN 260224	1,000,000	9,088.27	90,882,719	9,132.50	91,325,089	3.600000	2026/2/24	2.63
オーストラリア	特殊債券	0.75 BNG BANK NV 231113	1,000,000	8,956.98	89,569,878	8,977.74	89,777,473	0.750000	2023/11/13	2.59
オーストラリア	特殊債券	2.75 INTER-AMERIC 251030	1,000,000	8,895.48	88,954,862	8,938.21	89,382,192	2.750000	2025/10/30	2.57
オーストラリア	特殊債券	3 KOMMUNALBANKEN 261209	1,000,000	8,782.87	87,828,782	8,851.36	88,513,671	3.000000	2026/12/9	2.55
オーストラリア	特殊債券	1.5 KOREA DEVEL 240829	1,000,000	8,719.48	87,194,886	8,761.93	87,619,308	1.500000	2024/8/29	2.52
オーストラリア	地方債証券	1.25 AUST CAPITAL 250522	1,000,000	8,679.43	86,794,331	8,726.07	87,260,710	1.250000	2025/5/22	2.51
オーストラリア	特殊債券	0.8 ASIAN DEV 251106	1,000,000	8,416.52	84,165,231	8,469.82	84,698,258	0.800000	2025/11/6	2.44
オーストラリア	特殊債券	2 NORTHERN TERRIT 290521	1,000,000	8,077.31	80,773,152	8,195.79	81,957,973	2.000000	2029/5/21	2.36
オーストラリア	国債証券	1.75 AUST GOVT 321121	1,000,000	7,707.63	77,076,309	7,845.33	78,453,369	1.750000	2032/11/21	2.26
オーストラリア	国債証券	2.75 AUST GOVT 410521	1,000,000	7,604.44	76,044,496	7,805.08	78,050,858	2.750000	2041/5/21	2.25
オーストラリア	特殊債券	1.75 QUEENSLAND 310821	1,000,000	7,510.89	75,108,932	7,639.94	76,399,481	1.750000	2031/8/21	2.20
オーストラリア	特殊債券	1.75 WEST AUST TR 311022	1,000,000	7,478.69	74,786,978	7,614.74	76,147,435	1.750000	2031/10/22	2.19
オーストラリア	地方債証券	1.75 AUST CAPITAL 311023	1,000,000	7,431.79	74,317,925	7,564.70	75,647,033	1.750000	2031/10/23	2.18
オーストラリア	特殊債券	1.25 NEWSWALES 301120	1,000,000	7,438.79	74,387,917	7,479.21	74,792,156	1.250000	2030/11/20	2.15
オーストラリア	特殊債券	4.25 LANDWIRTSCH 250109	500,000	9,251.34	46,256,703	9,280.09	46,400,482	4.250000	2025/1/9	1.34
オーストラリア	特殊債券	4.75 NORDIC INVES 240228	500,000	9,276.14	46,380,712	9,279.74	46,398,730	4.750000	2024/2/28	1.34
オーストラリア	国債証券	3.75 AUST GOVT 370421	500,000	8,991.04	44,955,228	9,174.51	45,872,579	3.750000	2037/4/21	1.32
オーストラリア	特殊債券	2.25 SOUTH AUST G 240815	500,000	8,978.78	44,893,949	9,009.44	45,047,210	2.250000	2024/8/15	1.30
オーストラリア	特殊債券	3.25 WEST AUST TR 280720	500,000	8,854.50	44,272,544	8,961.35	44,806,753	3.250000	2028/7/20	1.29
オーストラリア	特殊債券	3 NEWSWALES 270520	500,000	8,933.66	44,668,327	8,945.54	44,727,722	3.000000	2027/5/20	1.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 5 年 1 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	43.42
地方債証券	4.69
特殊債券	50.22
合計	98.33

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 5 年 1 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 111 計算期間末日 (平成 25 年 2 月 12 日)	21,656,821,816	21,789,059,260	11,464	11,534
第 112 計算期間末日 (平成 25 年 3 月 11 日)	20,536,213,992	20,660,986,027	11,521	11,591
第 113 計算期間末日 (平成 25 年 4 月 9 日)	20,921,453,120	21,041,124,560	12,238	12,308
第 114 計算期間末日 (平成 25 年 5 月 9 日)	19,753,103,789	19,868,441,395	11,988	12,058
第 115 計算期間末日 (平成 25 年 6 月 10 日)	17,074,308,949	17,183,620,636	10,934	11,004
第 116 計算期間末日 (平成 25 年 7 月 9 日)	16,116,533,625	16,223,528,721	10,544	10,614
第 117 計算期間末日 (平成 25 年 8 月 9 日)	15,691,141,704	15,798,903,701	10,193	10,263
第 118 計算期間末日 (平成 25 年 9 月 9 日)	15,726,079,843	15,832,972,874	10,298	10,368
第 119 計算期間末日 (平成 25 年 10 月 9 日)	15,880,043,659	15,987,578,237	10,337	10,407
第 120 計算期間末日 (平成 25 年 11 月 11 日)	16,125,574,785	16,233,671,867	10,442	10,512
第 121 計算期間末日 (平成 25 年 12 月 9 日)	16,116,528,136	16,224,822,478	10,418	10,488
第 122 計算期間末日 (平成 26 年 1 月 9 日)	15,824,802,566	15,931,181,331	10,413	10,483
第 123 計算期間末日 (平成 26 年 2 月 10 日)	15,592,323,797	15,699,050,202	10,227	10,297
第 124 計算期間末日 (平成 26 年 3 月 10 日)	15,810,211,311	15,916,678,144	10,395	10,465
第 125 計算期間末日 (平成 26 年 4 月 9 日)	16,191,724,076	16,298,536,846	10,611	10,681
第 126 計算期間末日 (平成 26 年 5 月 9 日)	16,290,087,559	16,397,015,367	10,664	10,734

第 127 計算期間末日	(平成 26 年 6 月 9 日)	16,494,353,938	16,601,945,413	10,731	10,801
第 128 計算期間末日	(平成 26 年 7 月 9 日)	16,781,058,883	16,890,113,076	10,771	10,841
第 129 計算期間末日	(平成 26 年 8 月 11 日)	16,986,568,006	17,097,100,326	10,758	10,828
第 130 計算期間末日	(平成 26 年 9 月 9 日)	17,736,273,493	17,848,747,909	11,038	11,108
第 131 計算期間末日	(平成 26 年 10 月 9 日)	17,600,208,715	17,715,145,628	10,719	10,789
第 132 計算期間末日	(平成 26 年 11 月 10 日)	18,381,303,074	18,497,798,073	11,045	11,115
第 133 計算期間末日	(平成 26 年 12 月 9 日)	18,669,649,106	18,785,091,191	11,321	11,391
第 134 計算期間末日	(平成 27 年 1 月 9 日)	18,646,736,497	18,762,983,754	11,228	11,298
第 135 計算期間末日	(平成 27 年 2 月 9 日)	18,459,668,535	18,580,128,315	10,727	10,797
第 136 計算期間末日	(平成 27 年 3 月 9 日)	19,065,754,257	19,190,727,686	10,679	10,749
第 137 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 9 日)	19,897,764,038	19,990,488,155	10,730	10,780
第 138 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 11 日)	19,040,570,429	19,129,766,098	10,673	10,723
第 139 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 9 日)	18,577,722,217	18,665,181,979	10,621	10,671
第 140 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 9 日)	17,421,300,985	17,507,965,341	10,051	10,101
第 141 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 10 日)	17,678,443,093	17,764,609,916	10,258	10,308
第 142 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 9 日)	16,152,987,487	16,238,168,318	9,482	9,532
第 143 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 9 日)	16,445,578,962	16,530,006,155	9,740	9,790
第 144 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 9 日)	16,089,159,762	16,173,045,923	9,590	9,640
第 145 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 9 日)	16,158,371,092	16,241,223,867	9,751	9,801
第 146 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 12 日)	14,909,117,406	14,991,163,210	9,086	9,136
第 147 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 9 日)	14,545,336,665	14,626,246,760	8,989	9,039
第 148 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 9 日)	14,781,985,018	14,862,238,730	9,210	9,260
第 149 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 11 日)	14,364,548,081	14,444,009,056	9,039	9,089
第 150 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 9 日)	13,929,916,720	14,008,934,996	8,814	8,864
第 151 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 9 日)	13,916,818,351	13,994,958,943	8,905	8,955
第 152 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 11 日)	13,246,078,624	13,323,543,515	8,550	8,600
第 153 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 9 日)	13,425,185,761	13,486,617,618	8,742	8,782
第 154 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 9 日)	12,971,561,597	13,031,002,221	8,729	8,769
第 155 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 11 日)	12,617,058,486	12,675,368,775	8,655	8,695
第 156 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 9 日)	11,984,483,941	12,040,752,279	8,520	8,560
第 157 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 9 日)	12,385,105,209	12,440,075,220	9,012	9,052
第 158 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 10 日)	12,069,603,665	12,123,567,452	8,946	8,986
第 159 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 9 日)	11,823,720,942	11,876,366,540	8,984	9,024
第 160 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 9 日)	11,585,557,107	11,637,170,971	8,979	9,019
第 161 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 10 日)	11,054,539,123	11,104,729,008	8,810	8,850
第 162 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 9 日)	10,851,984,536	10,901,675,313	8,736	8,776
第 163 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 9 日)	10,569,418,457	10,617,724,461	8,752	8,792
第 164 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 10 日)	10,567,480,304	10,614,494,046	8,991	9,031
第 165 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 9 日)	10,343,844,019	10,389,887,792	8,986	9,026
第 166 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 11 日)	10,286,083,156	10,331,536,082	9,052	9,092
第 167 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 10 日)	10,040,353,108	10,085,174,993	8,960	9,000

第 168 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 9 日)	9,965,622,447	10,009,788,435	9,026	9,066
第 169 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 11 日)	9,572,287,331	9,615,777,619	8,804	8,844
第 170 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 9 日)	9,736,108,610	9,778,979,023	9,084	9,124
第 171 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 9 日)	8,992,264,344	9,034,365,049	8,544	8,584
第 172 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 9 日)	8,734,426,261	8,776,025,989	8,399	8,439
第 173 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 9 日)	8,588,901,099	8,630,260,122	8,307	8,347
第 174 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 9 日)	8,412,352,074	8,453,431,484	8,191	8,231
第 175 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 11 日)	8,417,731,884	8,458,165,445	8,327	8,367
第 176 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 9 日)	8,268,401,322	8,308,404,534	8,268	8,308
第 177 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 9 日)	8,081,306,824	8,110,715,198	8,244	8,274
第 178 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 10 日)	7,607,301,041	7,636,058,142	7,936	7,966
第 179 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 9 日)	7,488,457,663	7,516,773,780	7,934	7,964
第 180 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 9 日)	7,591,582,162	7,619,379,322	8,193	8,223
第 181 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 10 日)	7,343,727,281	7,370,818,889	8,132	8,162
第 182 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 9 日)	7,053,717,965	7,080,703,825	7,842	7,872
第 183 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 12 日)	7,097,090,560	7,123,815,662	7,967	7,997
第 184 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 11 日)	7,018,390,392	7,044,884,079	7,947	7,977
第 185 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 9 日)	7,238,600,007	7,265,267,623	8,143	8,173
第 186 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 9 日)	7,027,586,359	7,054,162,921	7,933	7,963
第 187 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 10 日)	7,033,767,285	7,060,375,058	7,931	7,961
第 188 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 9 日)	7,063,156,940	7,089,668,269	7,993	8,023
第 189 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 9 日)	6,790,672,960	6,808,165,487	7,764	7,784
第 190 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 9 日)	6,703,623,397	6,720,841,427	7,787	7,807
第 191 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 9 日)	6,552,431,388	6,569,314,275	7,762	7,782
第 192 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 11 日)	6,474,230,694	6,490,744,650	7,841	7,861
第 193 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 9 日)	6,348,788,666	6,364,973,590	7,845	7,865
第 194 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 9 日)	6,255,295,606	6,271,161,672	7,885	7,905
第 195 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 10 日)	6,066,489,038	6,082,130,911	7,757	7,777
第 196 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 9 日)	5,641,497,094	5,657,020,526	7,268	7,288
第 197 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 9 日)	5,480,390,887	5,495,728,945	7,146	7,166
第 198 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 11 日)	5,646,836,457	5,662,099,823	7,399	7,419
第 199 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 9 日)	6,029,758,090	6,044,949,462	7,938	7,958
第 200 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 9 日)	5,928,445,510	5,943,400,758	7,928	7,948
第 201 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 11 日)	5,863,811,547	5,871,105,256	8,040	8,050
第 202 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 9 日)	5,657,978,383	5,664,993,930	8,065	8,075
第 203 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 9 日)	5,486,716,925	5,493,500,871	8,088	8,098
第 204 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 9 日)	5,375,096,361	5,381,761,844	8,064	8,074
第 205 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 9 日)	5,233,824,866	5,240,238,838	8,160	8,170
第 206 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 12 日)	5,259,506,164	5,265,739,892	8,437	8,447
第 207 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 9 日)	5,169,326,842	5,175,440,850	8,455	8,465
第 208 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 9 日)	5,060,458,077	5,066,464,041	8,426	8,436

第 209 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 9 日)	4, 980, 104, 706	4, 985, 959, 257	8, 506	8, 516
第 210 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 10 日)	5, 004, 557, 506	5, 010, 315, 277	8, 692	8, 702
第 211 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 9 日)	4, 831, 413, 317	4, 837, 007, 068	8, 637	8, 647
第 212 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 9 日)	4, 649, 301, 389	4, 654, 836, 645	8, 399	8, 409
第 213 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 10 日)	4, 580, 006, 476	4, 585, 480, 646	8, 367	8, 377
第 214 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 9 日)	4, 480, 774, 056	4, 486, 163, 791	8, 314	8, 324
第 215 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 11 日)	4, 417, 979, 981	4, 423, 312, 005	8, 286	8, 296
第 216 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 9 日)	4, 356, 396, 201	4, 361, 623, 628	8, 334	8, 344
第 217 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 9 日)	4, 185, 371, 632	4, 190, 517, 035	8, 134	8, 144
第 218 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 11 日)	4, 170, 620, 043	4, 175, 729, 897	8, 162	8, 172
第 219 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 9 日)	4, 034, 125, 385	4, 039, 173, 917	7, 991	8, 001
第 220 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 9 日)	4, 066, 236, 686	4, 071, 257, 503	8, 099	8, 109
第 221 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 11 日)	4, 109, 041, 293	4, 113, 857, 668	8, 531	8, 541
第 222 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 9 日)	3, 874, 730, 161	3, 879, 468, 986	8, 177	8, 187
第 223 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 9 日)	4, 001, 776, 858	4, 006, 457, 706	8, 549	8, 559
第 224 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 11 日)	3, 857, 193, 750	3, 861, 840, 590	8, 301	8, 311
第 225 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 9 日)	3, 856, 400, 929	3, 860, 943, 537	8, 489	8, 499
第 226 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 9 日)	3, 871, 296, 042	3, 875, 768, 695	8, 655	8, 665
第 227 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 11 日)	3, 521, 746, 691	3, 526, 146, 861	8, 004	8, 014
第 228 計算期間末日	(令和 4 年 11 月 9 日)	3, 561, 281, 425	3, 565, 648, 426	8, 155	8, 165
第 229 計算期間末日	(令和 4 年 12 月 9 日)	3, 556, 995, 391	3, 561, 290, 962	8, 281	8, 291
第 230 計算期間末日	(令和 5 年 1 月 10 日)	3, 417, 947, 851	3, 422, 227, 029	7, 987	7, 997
	令和 4 年 1 月末日	4, 009, 867, 913	—	7, 919	—
	2 月末日	4, 012, 019, 413	—	7, 986	—
	3 月末日	4, 156, 065, 638	—	8, 546	—
	4 月末日	3, 980, 020, 009	—	8, 369	—
	5 月末日	3, 904, 170, 843	—	8, 318	—
	6 月末日	3, 848, 692, 137	—	8, 253	—
	7 月末日	3, 905, 401, 246	—	8, 514	—
	8 月末日	3, 771, 930, 260	—	8, 401	—
	9 月末日	3, 603, 206, 756	—	8, 155	—
	10 月末日	3, 640, 866, 313	—	8, 315	—
	11 月末日	3, 535, 845, 773	—	8, 193	—
	12 月末日	3, 315, 801, 829	—	7, 748	—
	令和 5 年 1 月末日	3, 471, 381, 846	—	8, 163	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
--	-------------

第 111 計算期間	70 円
第 112 計算期間	70 円
第 113 計算期間	70 円
第 114 計算期間	70 円
第 115 計算期間	70 円
第 116 計算期間	70 円
第 117 計算期間	70 円
第 118 計算期間	70 円
第 119 計算期間	70 円
第 120 計算期間	70 円
第 121 計算期間	70 円
第 122 計算期間	70 円
第 123 計算期間	70 円
第 124 計算期間	70 円
第 125 計算期間	70 円
第 126 計算期間	70 円
第 127 計算期間	70 円
第 128 計算期間	70 円
第 129 計算期間	70 円
第 130 計算期間	70 円
第 131 計算期間	70 円
第 132 計算期間	70 円
第 133 計算期間	70 円
第 134 計算期間	70 円
第 135 計算期間	70 円
第 136 計算期間	70 円
第 137 計算期間	50 円
第 138 計算期間	50 円
第 139 計算期間	50 円
第 140 計算期間	50 円
第 141 計算期間	50 円
第 142 計算期間	50 円
第 143 計算期間	50 円
第 144 計算期間	50 円
第 145 計算期間	50 円
第 146 計算期間	50 円
第 147 計算期間	50 円
第 148 計算期間	50 円
第 149 計算期間	50 円
第 150 計算期間	50 円
第 151 計算期間	50 円

第 152 計算期間	50 円
第 153 計算期間	40 円
第 154 計算期間	40 円
第 155 計算期間	40 円
第 156 計算期間	40 円
第 157 計算期間	40 円
第 158 計算期間	40 円
第 159 計算期間	40 円
第 160 計算期間	40 円
第 161 計算期間	40 円
第 162 計算期間	40 円
第 163 計算期間	40 円
第 164 計算期間	40 円
第 165 計算期間	40 円
第 166 計算期間	40 円
第 167 計算期間	40 円
第 168 計算期間	40 円
第 169 計算期間	40 円
第 170 計算期間	40 円
第 171 計算期間	40 円
第 172 計算期間	40 円
第 173 計算期間	40 円
第 174 計算期間	40 円
第 175 計算期間	40 円
第 176 計算期間	40 円
第 177 計算期間	30 円
第 178 計算期間	30 円
第 179 計算期間	30 円
第 180 計算期間	30 円
第 181 計算期間	30 円
第 182 計算期間	30 円
第 183 計算期間	30 円
第 184 計算期間	30 円
第 185 計算期間	30 円
第 186 計算期間	30 円
第 187 計算期間	30 円
第 188 計算期間	30 円
第 189 計算期間	20 円
第 190 計算期間	20 円
第 191 計算期間	20 円
第 192 計算期間	20 円

第 193 計算期間	20 円
第 194 計算期間	20 円
第 195 計算期間	20 円
第 196 計算期間	20 円
第 197 計算期間	20 円
第 198 計算期間	20 円
第 199 計算期間	20 円
第 200 計算期間	20 円
第 201 計算期間	10 円
第 202 計算期間	10 円
第 203 計算期間	10 円
第 204 計算期間	10 円
第 205 計算期間	10 円
第 206 計算期間	10 円
第 207 計算期間	10 円
第 208 計算期間	10 円
第 209 計算期間	10 円
第 210 計算期間	10 円
第 211 計算期間	10 円
第 212 計算期間	10 円
第 213 計算期間	10 円
第 214 計算期間	10 円
第 215 計算期間	10 円
第 216 計算期間	10 円
第 217 計算期間	10 円
第 218 計算期間	10 円
第 219 計算期間	10 円
第 220 計算期間	10 円
第 221 計算期間	10 円
第 222 計算期間	10 円
第 223 計算期間	10 円
第 224 計算期間	10 円
第 225 計算期間	10 円
第 226 計算期間	10 円
第 227 計算期間	10 円
第 228 計算期間	10 円
第 229 計算期間	10 円
第 230 計算期間	10 円

③【収益率の推移】

	收益率 (%)
第 111 計算期間	5.93
第 112 計算期間	1.10
第 113 計算期間	6.83
第 114 計算期間	△1.47
第 115 計算期間	△8.20
第 116 計算期間	△2.92
第 117 計算期間	△2.66
第 118 計算期間	1.71
第 119 計算期間	1.05
第 120 計算期間	1.69
第 121 計算期間	0.44
第 122 計算期間	0.62
第 123 計算期間	△1.11
第 124 計算期間	2.32
第 125 計算期間	2.75
第 126 計算期間	1.15
第 127 計算期間	1.28
第 128 計算期間	1.02
第 129 計算期間	0.52
第 130 計算期間	3.25
第 131 計算期間	△2.25
第 132 計算期間	3.69
第 133 計算期間	3.13
第 134 計算期間	△0.20
第 135 計算期間	△3.83
第 136 計算期間	0.20
第 137 計算期間	0.94
第 138 計算期間	△0.06
第 139 計算期間	△0.01
第 140 計算期間	△4.89
第 141 計算期間	2.55
第 142 計算期間	△7.07
第 143 計算期間	3.24
第 144 計算期間	△1.02
第 145 計算期間	2.20
第 146 計算期間	△6.30
第 147 計算期間	△0.51
第 148 計算期間	3.01
第 149 計算期間	△1.31

第 150 計算期間	△1. 93
第 151 計算期間	1. 59
第 152 計算期間	△3. 42
第 153 計算期間	2. 71
第 154 計算期間	0. 30
第 155 計算期間	△0. 38
第 156 計算期間	△1. 09
第 157 計算期間	6. 24
第 158 計算期間	△0. 28
第 159 計算期間	0. 87
第 160 計算期間	0. 38
第 161 計算期間	△1. 43
第 162 計算期間	△0. 38
第 163 計算期間	0. 64
第 164 計算期間	3. 18
第 165 計算期間	0. 38
第 166 計算期間	1. 17
第 167 計算期間	△0. 57
第 168 計算期間	1. 18
第 169 計算期間	△2. 01
第 170 計算期間	3. 63
第 171 計算期間	△5. 50
第 172 計算期間	△1. 22
第 173 計算期間	△0. 61
第 174 計算期間	△0. 91
第 175 計算期間	2. 14
第 176 計算期間	△0. 22
第 177 計算期間	0. 07
第 178 計算期間	△3. 37
第 179 計算期間	0. 35
第 180 計算期間	3. 64
第 181 計算期間	△0. 37
第 182 計算期間	△3. 19
第 183 計算期間	1. 97
第 184 計算期間	0. 12
第 185 計算期間	2. 84
第 186 計算期間	△2. 21
第 187 計算期間	0. 35
第 188 計算期間	1. 16
第 189 計算期間	△2. 61
第 190 計算期間	0. 55

第 191 計算期間	△0. 06
第 192 計算期間	1. 27
第 193 計算期間	0. 30
第 194 計算期間	0. 76
第 195 計算期間	△1. 36
第 196 計算期間	△6. 04
第 197 計算期間	△1. 40
第 198 計算期間	3. 82
第 199 計算期間	7. 55
第 200 計算期間	0. 12
第 201 計算期間	1. 53
第 202 計算期間	0. 43
第 203 計算期間	0. 40
第 204 計算期間	△0. 17
第 205 計算期間	1. 31
第 206 計算期間	3. 51
第 207 計算期間	0. 33
第 208 計算期間	△0. 22
第 209 計算期間	1. 06
第 210 計算期間	2. 30
第 211 計算期間	△0. 51
第 212 計算期間	△2. 63
第 213 計算期間	△0. 26
第 214 計算期間	△0. 51
第 215 計算期間	△0. 21
第 216 計算期間	0. 69
第 217 計算期間	△2. 27
第 218 計算期間	0. 46
第 219 計算期間	△1. 97
第 220 計算期間	1. 47
第 221 計算期間	5. 45
第 222 計算期間	△4. 03
第 223 計算期間	4. 67
第 224 計算期間	△2. 78
第 225 計算期間	2. 38
第 226 計算期間	2. 07
第 227 計算期間	△7. 40
第 228 計算期間	2. 01
第 229 計算期間	1. 66
第 230 計算期間	△3. 42

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の

額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第111計算期間	451,114,882	2,183,444,477	18,891,063,498
第112計算期間	323,789,302	1,390,276,359	17,824,576,441
第113計算期間	201,532,322	930,188,677	17,095,920,086
第114計算期間	302,832,914	921,952,064	16,476,800,936
第115計算期間	263,863,865	1,124,709,484	15,615,955,317
第116計算期間	255,666,240	586,607,811	15,285,013,746
第117計算期間	541,719,623	432,162,238	15,394,571,131
第118計算期間	195,952,863	320,090,983	15,270,433,011
第119計算期間	226,349,912	134,700,217	15,362,082,706
第120計算期間	370,290,207	289,932,609	15,442,440,304
第121計算期間	263,808,151	235,628,107	15,470,620,348
第122計算期間	226,045,451	499,699,284	15,196,966,515
第123計算期間	246,743,821	197,081,043	15,246,629,293
第124計算期間	218,503,031	255,584,654	15,209,547,670
第125計算期間	289,448,394	240,028,789	15,258,967,275
第126計算期間	196,292,070	179,858,090	15,275,401,255
第127計算期間	365,551,847	270,742,288	15,370,210,814
第128計算期間	413,763,208	204,803,553	15,579,170,469
第129計算期間	455,162,809	244,001,728	15,790,331,550
第130計算期間	489,441,666	211,999,369	16,067,773,847
第131計算期間	487,080,039	135,294,781	16,419,559,105
第132計算期間	501,758,001	279,174,366	16,642,142,740
第133計算期間	390,588,790	541,005,090	16,491,726,440
第134計算期間	478,512,502	363,487,898	16,606,751,044
第135計算期間	801,884,678	200,095,659	17,208,540,063
第136計算期間	832,379,317	187,572,268	17,853,347,112
第137計算期間	842,599,503	151,123,183	18,544,823,432
第138計算期間	169,165,428	874,854,952	17,839,133,908
第139計算期間	149,712,864	496,894,355	17,491,952,417
第140計算期間	108,738,451	267,819,652	17,332,871,216
第141計算期間	133,329,897	232,836,356	17,233,364,757
第142計算期間	119,795,793	316,994,224	17,036,166,326
第143計算期間	60,244,859	210,972,581	16,885,438,604
第144計算期間	72,973,177	181,179,397	16,777,232,384
第145計算期間	35,045,758	241,722,998	16,570,555,144
第146計算期間	47,962,864	209,357,205	16,409,160,803

第 147 計算期間	52,991,243	280,132,926	16,182,019,120
第 148 計算期間	49,605,984	180,882,626	16,050,742,478
第 149 計算期間	35,339,914	193,887,374	15,892,195,018
第 150 計算期間	33,146,131	121,685,918	15,803,655,231
第 151 計算期間	172,048,331	347,585,096	15,628,118,466
第 152 計算期間	114,359,093	249,499,239	15,492,978,320
第 153 計算期間	86,382,051	221,395,964	15,357,964,407
第 154 計算期間	39,315,379	537,123,607	14,860,156,179
第 155 計算期間	32,222,523	314,806,220	14,577,572,482
第 156 計算期間	23,380,886	533,868,686	14,067,084,682
第 157 計算期間	43,815,613	368,397,461	13,742,502,834
第 158 計算期間	57,970,373	309,526,367	13,490,946,840
第 159 計算期間	50,939,423	380,486,592	13,161,399,671
第 160 計算期間	29,279,560	287,213,024	12,903,466,207
第 161 計算期間	69,069,426	425,064,354	12,547,471,279
第 162 計算期間	56,680,909	181,457,794	12,422,694,394
第 163 計算期間	22,441,975	368,635,356	12,076,501,013
第 164 計算期間	19,880,625	342,946,131	11,753,435,507
第 165 計算期間	23,897,555	266,389,731	11,510,943,331
第 166 計算期間	34,025,151	181,736,790	11,363,231,692
第 167 計算期間	19,866,685	177,627,016	11,205,471,361
第 168 計算期間	51,218,361	215,192,693	11,041,497,029
第 169 計算期間	47,678,397	216,603,335	10,872,572,091
第 170 計算期間	49,646,207	204,614,919	10,717,603,379
第 171 計算期間	35,000,370	227,427,393	10,525,176,356
第 172 計算期間	24,993,656	150,237,997	10,399,932,015
第 173 計算期間	36,241,547	96,417,629	10,339,755,933
第 174 計算期間	47,748,493	117,651,697	10,269,852,729
第 175 計算期間	11,879,089	173,341,368	10,108,390,450
第 176 計算期間	78,203,898	185,791,212	10,000,803,136
第 177 計算期間	13,694,857	211,706,397	9,802,791,596
第 178 計算期間	49,914,224	267,005,352	9,585,700,468
第 179 計算期間	64,403,687	211,398,357	9,438,705,798
第 180 計算期間	24,413,348	197,399,057	9,265,720,089
第 181 計算期間	10,446,058	245,630,080	9,030,536,067
第 182 計算期間	103,950,328	139,199,633	8,995,286,762
第 183 計算期間	27,083,768	114,003,068	8,908,367,462
第 184 計算期間	75,249,766	152,388,022	8,831,229,206
第 185 計算期間	187,466,088	129,489,882	8,889,205,412
第 186 計算期間	86,641,447	116,992,596	8,858,854,263
第 187 計算期間	125,439,942	115,036,215	8,869,257,990

第 188 計算期間	74,610,547	106,758,615	8,837,109,922
第 189 計算期間	54,300,545	145,146,767	8,746,263,700
第 190 計算期間	13,260,370	150,508,861	8,609,015,209
第 191 計算期間	9,471,147	177,042,715	8,441,443,641
第 192 計算期間	8,011,998	192,477,321	8,256,978,318
第 193 計算期間	3,676,171	168,192,142	8,092,462,347
第 194 計算期間	5,952,292	165,381,495	7,933,033,144
第 195 計算期間	1,977,373	114,073,973	7,820,936,544
第 196 計算期間	2,793,621	62,014,153	7,761,716,012
第 197 計算期間	9,756,369	102,443,043	7,669,029,338
第 198 計算期間	10,126,049	47,472,190	7,631,683,197
第 199 計算期間	4,039,525	40,036,591	7,595,686,131
第 200 計算期間	683,837	118,745,834	7,477,624,134
第 201 計算期間	1,884,493	185,799,553	7,293,709,074
第 202 計算期間	979,473	279,141,161	7,015,547,386
第 203 計算期間	—	231,600,426	6,783,946,960
第 204 計算期間	2,929,394	121,393,141	6,665,483,213
第 205 計算期間	7,955,213	259,465,751	6,413,972,675
第 206 計算期間	8,067,484	188,311,306	6,233,728,853
第 207 計算期間	6,968,145	126,688,727	6,114,008,271
第 208 計算期間	7,102,252	115,145,661	6,005,964,862
第 209 計算期間	2,361,070	153,774,448	5,854,551,484
第 210 計算期間	—	96,779,789	5,757,771,695
第 211 計算期間	796,297	164,816,004	5,593,751,988
第 212 計算期間	10,427,812	68,923,390	5,535,256,410
第 213 計算期間	611,975	61,697,660	5,474,170,725
第 214 計算期間	—	84,434,750	5,389,735,975
第 215 計算期間	—	57,711,489	5,332,024,486
第 216 計算期間	6,360	104,603,371	5,227,427,475
第 217 計算期間	43,101	82,067,385	5,145,403,191
第 218 計算期間	—	35,548,893	5,109,854,298
第 219 計算期間	74,324	61,396,178	5,048,532,444
第 220 計算期間	240,569	27,955,939	5,020,817,074
第 221 計算期間	978,883	205,420,600	4,816,375,357
第 222 計算期間	—	77,549,621	4,738,825,736
第 223 計算期間	5,823	57,983,529	4,680,848,030
第 224 計算期間	6,050	34,013,116	4,646,840,964
第 225 計算期間	87,062	104,319,655	4,542,608,371
第 226 計算期間	1,160,485	71,115,768	4,472,653,088
第 227 計算期間	334,856	72,817,869	4,400,170,075
第 228 計算期間	—	33,168,745	4,367,001,330

第 229 計算期間	—	71, 429, 909	4, 295, 571, 421
第 230 計算期間	462, 093	16, 854, 975	4, 279, 178, 539

《参考情報》

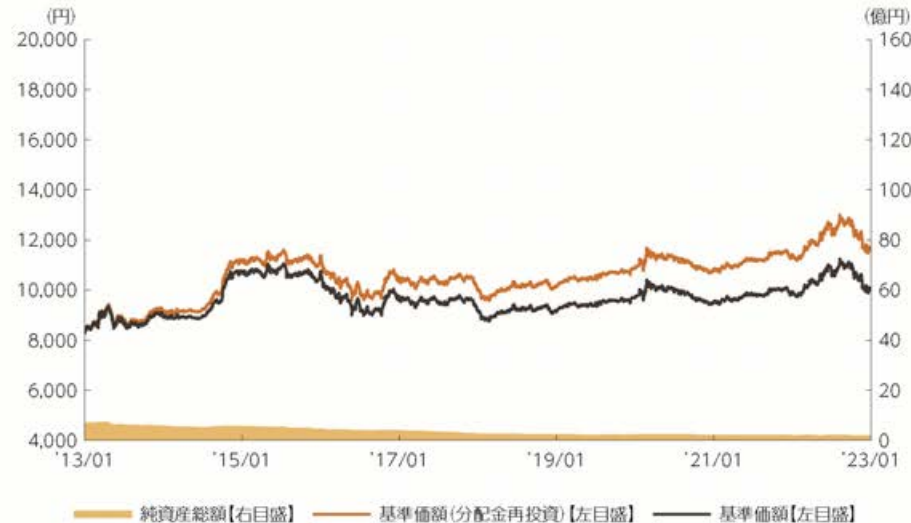


運用実績

2023年1月31日現在

三菱UFJ USボンドファンド(毎月分配型)

■基準価額・純資産の推移 2013年1月31日～2023年1月31日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,055円
純資産総額	1.9億円
●純資産総額は表示桁未満切捨て	

■分配の推移

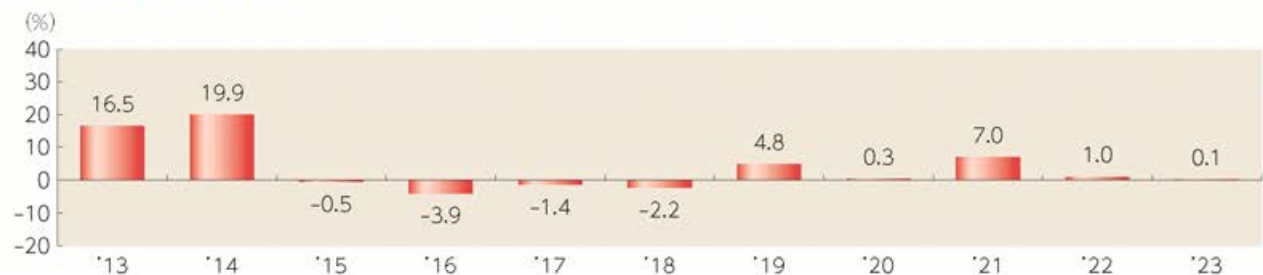
2023年 1月	10円
2022年 12月	10円
2022年 11月	10円
2022年 10月	10円
2022年 9月	10円
2022年 8月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	3,884円
●分配金は1万口当たり、税引前	

■主要な資産の状況

種別構成	比率	組入上位銘柄	種別	比率
国債	96.5%	1 0.625 T-NOTE 260731	国債	20.9%
		2 2.625 T-NOTE 250415	国債	17.9%
		3 2.75 T-NOTE 230430	国債	14.3%
		4 2.875 T-NOTE 320515	国債	11.1%
		5 4.5 T-NOTE 241130	国債	9.6%
		6 2.75 T-BOND 421115	国債	9.3%
		7 3 T-BOND 490215	国債	7.8%
		8 2.375 T-BOND 510515	国債	4.7%
コールローン他 (負債控除後)	3.5%	9 5.375 T-BOND 310215	国債	0.8%
合計	100.0%			

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移

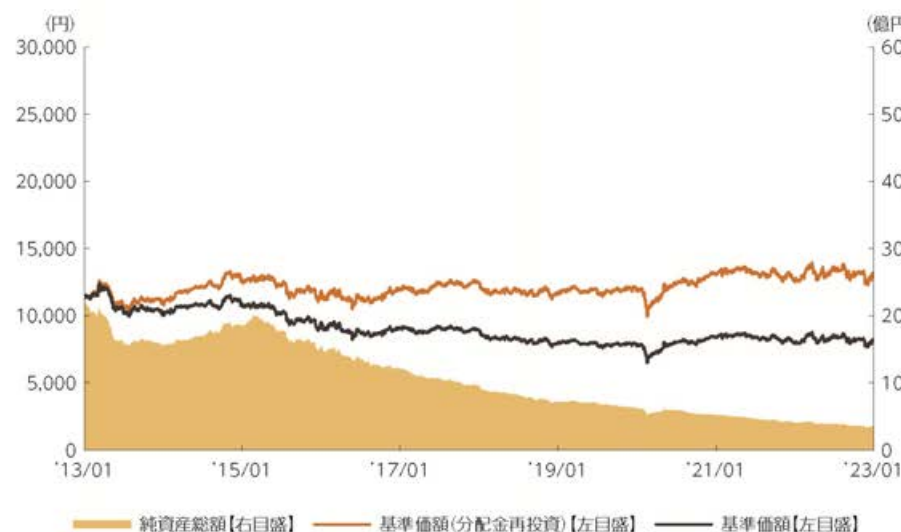


- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2023年は年初から1月31日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ オーストラリア債券ファンド(毎月分配型)

■基準価額・純資産の推移 2013年1月31日～2023年1月31日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	8,163円
純資産総額	34.7億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2023年 1月	10円
2022年 12月	10円
2022年 11月	10円
2022年 10月	10円
2022年 9月	10円
2022年 8月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	10,708円

•分配金は1万口当たり、税引前

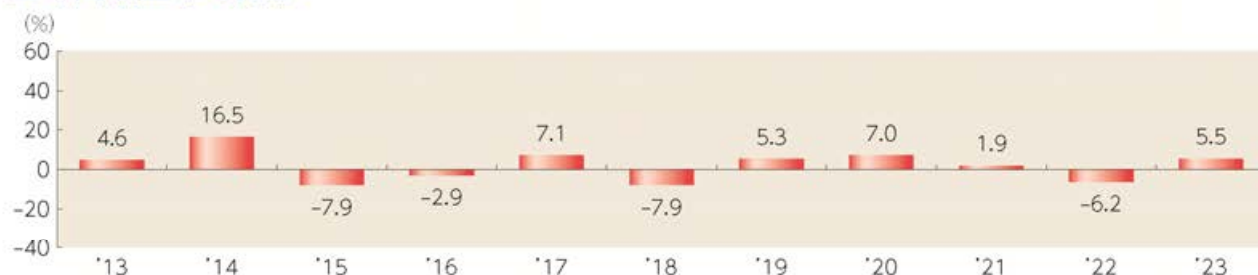
■主要な資産の状況

種別構成	比率
国債	43.4%
地方債	4.7%
特殊債	50.2%
コールローン他 (負債控除後)	1.7%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種別	比率
1 2.75 AUST GOVT 271121	国債	5.2%
2 2.5 AUST GOVT 300521	国債	5.0%
3 0.5 AUST GOVT 260921	国債	4.8%
4 1.25 VICTORIA 271119	特殊債	4.7%
5 2.5 NEWSWALES 321122	特殊債	4.5%
6 4.5 AUST GOVT 330421	国債	4.3%
7 3.5 NORTHERN TERR 280421	特殊債	3.9%
8 1 AUST GOVT 301221	国債	3.3%
9 1 AUST GOVT 311121	国債	3.2%
10 4.75 AFRICAN DEVE 240306	特殊債	2.7%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2023年は年初から1月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1 【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。（スイッチングの場合を含みます。）

＜三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）＞

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

＜三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）＞

シドニー先物取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

シドニーにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×1.65%（税抜 1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

スイッチングの際には申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。（スイッチングの場合を含みます。）

＜三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）＞

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

＜三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）＞

シドニー先物取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

シドニーにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

②解約単位

1口単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。

解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事

情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

＜三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）＞

無期限（2003年1月14日設定）

＜三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）＞

無期限（2003年10月31日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月10日から翌月9日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年1月および7月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 4 年 7 月 12 日から令和 5 年 1 月 10 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和5年3月15日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）の令和4年7月12日から令和5年1月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）の令和5年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4 年 7 月 11 日現在]	当期 [令和 5 年 1 月 10 日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	7,093,941	4,617,999
コール・ローン	1,422,596	943,223
国債証券	199,356,327	185,277,882
未収利息	1,010,036	925,517
前払費用	102,878	132,323
その他未収収益	52,968	158,671
流動資産合計	209,038,746	192,055,615
資産合計	209,038,746	192,055,615
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	194,361	188,962
未払受託者報酬	9,979	9,363
未払委託者報酬	199,544	187,223
その他未払費用	829	780
流動負債合計	404,713	386,328
負債合計	404,713	386,328
純資産の部		
元本等		
元本	194,361,530	188,962,597
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,272,503	2,706,690
（分配準備積立金）	27,251,891	32,717,469
元本等合計	208,634,033	191,669,287
純資産合計	208,634,033	191,669,287
負債純資産合計	209,038,746	192,055,615

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 4 年 1 月 12 日 至 令和 4 年 7 月 11 日	当期 自 令和 4 年 7 月 12 日 至 令和 5 年 1 月 10 日
営業収益		
受取利息	2,181,431	2,383,256
有価証券売買等損益	△19,646,800	△5,704,604
為替差損益	35,399,496	△5,406,294
その他収益	105,592	105,703

営業収益合計	18,039,719	△8,621,939
営業費用		
支払利息	56	346
受託者報酬	56,716	56,730
委託者報酬	1,134,278	1,134,518
その他費用	37,241	43,512
営業費用合計	1,228,291	1,235,106
営業利益又は営業損失（△）	16,811,428	△9,857,045
経常利益又は経常損失（△）	16,811,428	△9,857,045
当期純利益又は当期純損失（△）	16,811,428	△9,857,045
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	307,506	△11,554
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△784,725	14,272,503
剰余金増加額又は欠損金減少額	39,109	220,326
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,672	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,437	220,326
剰余金減少額又は欠損金増加額	267,709	793,776
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	248,759	793,776
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,950	-
分配金	1,218,094	1,146,872
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,272,503	2,706,690

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月9日および7月9日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和4年7月12日から令和5年1月10日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和4年7月11日現在]	当期 [令和5年1月10日現在]
1. 期首元本額	209,551,930 円	194,361,530 円
期中追加設定元本額	1,584,103 円	2,950,690 円
期中一部解約元本額	16,774,503 円	8,349,623 円
2. 受益権の総数	194,361,530 口	188,962,597 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 4 年 1 月 12 日 至 令和 4 年 7 月 11 日			当期 自 令和 4 年 7 月 12 日 至 令和 5 年 1 月 10 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
第 228 期 令和 4 年 1 月 12 日 令和 4 年 2 月 9 日			第 234 期 令和 4 年 7 月 12 日 令和 4 年 8 月 9 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	147,224 円	費用控除後の配当等収益額	A	295,738 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	22,726,234 円	収益調整金額	C	21,054,906 円
分配準備積立金額	D	28,972,477 円	分配準備積立金額	D	27,251,891 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	51,845,935 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,602,535 円
当ファンドの期末残存口数	F	210,900,595 口	当ファンドの期末残存口数	F	194,676,738 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,458 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,496 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円	1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	210,900 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	194,676 円
第 229 期 令和 4 年 2 月 10 日 令和 4 年 3 月 9 日			第 235 期 令和 4 年 8 月 10 日 令和 4 年 9 月 9 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	144,065 円	費用控除後の配当等収益額	A	411,588 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	6,449,458 円
収益調整金額	C	22,731,198 円	収益調整金額	C	20,978,090 円
分配準備積立金額	D	28,908,801 円	分配準備積立金額	D	27,253,728 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	51,784,064 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	55,092,864 円
当ファンドの期末残存口数	F	210,920,835 口	当ファンドの期末残存口数	F	193,966,500 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,455 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,840 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円	1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	210,920 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	193,966 円
第 230 期 令和 4 年 3 月 10 日 令和 4 年 4 月 11 日			第 236 期 令和 4 年 9 月 10 日 令和 4 年 10 月 11 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	410,702 円	費用控除後の配当等収益額	A	221,430 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	22,570,660 円	収益調整金額	C	20,835,139 円
分配準備積立金額	D	28,633,293 円	分配準備積立金額	D	33,317,738 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	51,614,655 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,374,307 円
当ファンドの期末残存口数	F	209,406,309 口	当ファンドの期末残存口数	F	191,313,749 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,464 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,842 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円	1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	209,406 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	191,313 円
第 231 期 令和 4 年 4 月 12 日 令和 4 年 5 月 9 日			第 237 期 令和 4 年 10 月 12 日 令和 4 年 11 月 9 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	341,170 円	費用控除後の配当等収益額	A	193,489 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	21,378,124 円	収益調整金額	C	20,724,802 円
分配準備積立金額	D	27,319,263 円	分配準備積立金額	D	32,765,459 円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	49,038,557 円
当ファンドの期末残存口数	F	198,342,089 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,472 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	198,342 円
第 232 期 令和 4 年 5 月 10 日 令和 4 年 6 月 9 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	384,382 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	20,928,011 円
分配準備積立金額	D	26,887,667 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,200,060 円
当ファンドの期末残存口数	F	194,165,964 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,482 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	194,165 円
第 233 期 令和 4 年 6 月 10 日 令和 4 年 7 月 11 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	368,368 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	20,976,507 円
分配準備積立金額	D	27,077,884 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,422,759 円
当ファンドの期末残存口数	F	194,361,530 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,491 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	194,361 円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,683,750 円
当ファンドの期末残存口数	F	188,851,748 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,842 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	188,851 円
第 238 期 令和 4 年 11 月 10 日 令和 4 年 12 月 9 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	198,533 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	20,801,914 円
分配準備積立金額	D	32,764,973 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,765,420 円
当ファンドの期末残存口数	F	189,104,835 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,843 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	189,104 円
第 239 期 令和 4 年 12 月 10 日 令和 5 年 1 月 10 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	265,970 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	20,896,470 円
分配準備積立金額	D	32,640,461 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,802,901 円
当ファンドの期末残存口数	F	188,962,597 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,847 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	188,962 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 4 年 1 月 12 日 至 令和 4 年 7 月 11 日	当期 自 令和 4 年 7 月 12 日 至 令和 5 年 1 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左
-------------------	--	----

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 7 月 11 日現在]	当期 [令和 5 年 1 月 10 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 7 月 11 日現在]	当期 [令和 5 年 1 月 10 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△1,482,251	△567,598
合計	△1,482,251	△567,598

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 7 月 11 日現在]	当期 [令和 5 年 1 月 10 日現在]
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 0734 円 (10, 734 円)	1. 0143 円 (10, 143 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ ドル	国債証券	0. 625 T-NOTE 260731	340, 000. 00	303, 914. 84	
		2. 375 T-BOND 510515	90, 000. 00	68, 934. 37	
		2. 625 T-NOTE 250415	270, 000. 00	261, 414. 83	
		2. 75 T-BOND 421115	160, 000. 00	135, 268. 75	
		2. 75 T-NOTE 230430	210, 000. 00	208, 821. 89	
		2. 875 T-NOTE 320515	170, 000. 00	161, 340. 62	
		3 T-BOND 490215	130, 000. 00	113, 681. 44	
		4. 5 T-NOTE 241130	140, 000. 00	140, 579. 68	
		5. 375 T-BOND 310215	10, 000. 00	11, 260. 74	
アメリカドル合計			1, 520, 000. 00	1, 405, 217. 16 (185, 277, 882)	
合計				185, 277, 882 (185, 277, 882)	

(注 1) 通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注 2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 9 銘柄	100. 00%	100. 00%

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和5年3月15日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJオーストラリア債券ファンド（毎月分配型）の令和4年7月12日から令和5年1月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJオーストラリア債券ファンド（毎月分配型）の令和5年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱ＵＦＪ オーストラリア債券ファンド（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4 年 7 月 11 日現在]	当期 [令和 5 年 1 月 10 日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	55,280,280	9,196,618
コール・ローン	25,415,263	104,772,227
国債証券	1,266,082,228	1,424,394,234
地方債証券	164,707,156	159,657,637
特殊債券	2,341,833,732	1,708,519,647
未収利息	17,198,261	15,510,166
前払費用	189,501	1,024,146
その他未収収益	1,044,441	2,967,830
流動資産合計	3,871,750,862	3,426,042,505
資産合計	3,871,750,862	3,426,042,505
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,646,840	4,279,178
未払解約金	6,011,308	349,651
未払受託者報酬	184,924	164,378
未払委託者報酬	3,698,510	3,287,579
未払利息	6	70
その他未払費用	15,524	13,798
流動負債合計	14,557,112	8,094,654
負債合計	14,557,112	8,094,654
純資産の部		
元本等		
元本	4,646,840,964	4,279,178,539
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△789,647,214	△861,230,688
（分配準備積立金）	5,736,262	14,558,963
元本等合計	3,857,193,750	3,417,947,851
純資産合計	3,857,193,750	3,417,947,851
負債純資産合計	3,871,750,862	3,426,042,505

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 4 年 1 月 12 日 至 令和 4 年 7 月 11 日	当期 自 令和 4 年 7 月 12 日 至 令和 5 年 1 月 10 日
営業収益		
受取利息	42,867,234	42,752,918
有価証券売買等損益	△409,768,795	△46,705,977

為替差損益	490,399,497	△83,119,315
その他収益	2,090,190	1,923,389
営業収益合計	125,588,126	△85,148,985
営業費用		
支払利息	2,892	8,482
受託者報酬	1,091,134	1,005,807
委託者報酬	21,822,591	20,116,052
その他費用	463,092	313,104
営業費用合計	23,379,709	21,443,445
営業利益又は営業損失（△）	102,208,417	△106,592,430
経常利益又は経常損失（△）	102,208,417	△106,592,430
当期純利益又は当期純損失（△）	102,208,417	△106,592,430
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,325,258	△649,732
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△939,234,255	△789,647,214
剰余金増加額又は欠損金減少額	82,907,426	61,056,213
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	82,907,426	61,056,213
剰余金減少額又は欠損金増加額	251,307	339,808
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	251,307	339,808
分配金	28,952,237	26,357,181
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△789,647,214	△861,230,688

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月9日および7月9日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和4年7月12日から令和5年1月10日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和4年7月11日現在]	当期 [令和5年1月10日現在]
1. 期首元本額	5,109,854,298 円	4,646,840,964 円
期中追加設定元本額	1,305,649 円	2,044,496 円
期中一部解約元本額	464,318,983 円	369,706,921 円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	789,647,214 円	861,230,688 円
3. 受益権の総数	4,646,840,964 口	4,279,178,539 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 4 年 1 月 12 日 至 令和 4 年 7 月 11 日			当期 自 令和 4 年 7 月 12 日 至 令和 5 年 1 月 10 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
第 219 期 令和 4 年 1 月 12 日 令和 4 年 2 月 9 日			第 225 期 令和 4 年 7 月 12 日 令和 4 年 8 月 9 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,976,994 円	費用控除後の配当等収益額	A	7,017,856 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,739,148,801 円	収益調整金額	C	1,563,959,724 円
分配準備積立金額	D	1,311,002 円	分配準備積立金額	D	5,614,939 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,743,436,797 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,576,592,519 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,048,532,444 口	当ファンドの期末残存口数	F	4,542,608,371 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,453 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,470 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円	1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,048,532 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,542,608 円
第 220 期 令和 4 年 2 月 10 日 令和 4 年 3 月 9 日			第 226 期 令和 4 年 8 月 10 日 令和 4 年 9 月 9 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,161,921 円	費用控除後の配当等収益額	A	7,536,845 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,728,597,270 円	収益調整金額	C	1,539,877,231 円
分配準備積立金額	D	249,889 円	分配準備積立金額	D	7,982,159 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,735,009,080 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,555,396,235 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,020,817,074 口	当ファンドの期末残存口数	F	4,472,653,088 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,455 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,477 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円	1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,020,817 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,472,653 円
第 221 期 令和 4 年 3 月 10 日 令和 4 年 4 月 11 日			第 227 期 令和 4 年 9 月 10 日 令和 4 年 10 月 11 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,943,000 円	費用控除後の配当等収益額	A	3,875,124 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,658,213,230 円	収益調整金額	C	1,514,923,205 円
分配準備積立金額	D	1,337,927 円	分配準備積立金額	D	10,908,069 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,667,494,157 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,529,706,398 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,816,375,357 口	当ファンドの期末残存口数	F	4,400,170,075 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,462 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,476 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円	1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,816,375 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,400,170 円
第 222 期 令和 4 年 4 月 12 日 令和 4 年 5 月 9 日			第 228 期 令和 4 年 10 月 12 日 令和 4 年 11 月 9 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,389,392 円	費用控除後の配当等収益額	A	6,804,030 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

収益調整金額	C	1,631,514,049 円
分配準備積立金額	D	4,402,864 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,639,306,305 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,738,825,736 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,459 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,738,825 円
第 223 期 令和 4 年 5 月 10 日 令和 4 年 6 月 9 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,975,952 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,611,552,964 円
分配準備積立金額	D	3,027,527 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,622,556,443 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,680,848,030 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,466 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,680,848 円
第 224 期 令和 4 年 6 月 10 日 令和 4 年 7 月 11 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,091,604 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,599,844,717 円
分配準備積立金額	D	6,291,498 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,610,227,819 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,646,840,964 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,465 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,646,840 円

収益調整金額	C	1,503,503,555 円
分配準備積立金額	D	10,311,065 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,520,618,650 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,367,001,330 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,482 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,367,001 円
第 229 期 令和 4 年 11 月 10 日 令和 4 年 12 月 9 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,573,124 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,478,911,192 円
分配準備積立金額	D	12,554,069 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,498,038,385 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,295,571,421 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,487 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,295,571 円
第 230 期 令和 4 年 12 月 10 日 令和 5 年 1 月 10 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,055,862 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,473,269,108 円
分配準備積立金額	D	14,782,279 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,492,107,249 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,279,178,539 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,486 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,279,178 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 4 年 1 月 12 日 至 令和 4 年 7 月 11 日	当期 自 令和 4 年 7 月 12 日 至 令和 5 年 1 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動によ	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	る市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左
-------------------	--	----

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 7 月 11 日現在]	当期 [令和 5 年 1 月 10 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 7 月 11 日現在]	当期 [令和 5 年 1 月 10 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	12,446,339	△39,489,549
地方債証券	137,270	△2,499,058
特殊債券	4,375,444	△20,606,039
合計	16,959,053	△62,594,646

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 7 月 11 日現在]	当期 [令和 5 年 1 月 10 日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8301 円 (8,301 円)	0.7987 円 (7,987 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
オーストラリアドル	国債証券	0.25 AUST GOVT 241121	100,000.00	94,590.92	
		0.25 AUST GOVT 251121	100,000.00	91,697.30	
		0.5 AUST GOVT 260921	500,000.00	450,298.73	
		1 AUST GOVT 301221	1,500,000.00	1,226,391.52	
		1 AUST GOVT 311121	1,500,000.00	1,196,152.09	
		1.25 AUST GOVT 320521	500,000.00	403,390.24	
		1.5 AUST GOVT 310621	500,000.00	421,342.60	
		1.75 AUST GOVT 321121	1,000,000.00	838,423.90	
		1.75 AUST GOVT 510621	600,000.00	367,855.63	
		2.25 AUST GOVT 280521	500,000.00	470,197.93	
		2.5 AUST GOVT 300521	2,000,000.00	1,856,263.84	
		2.75 AUST GOVT 240421	100,000.00	99,330.53	
		2.75 AUST GOVT 271121	2,000,000.00	1,937,954.66	
		2.75 AUST GOVT 281121	500,000.00	480,040.76	
		2.75 AUST GOVT 291121	500,000.00	474,786.86	
		2.75 AUST GOVT 350621	500,000.00	444,799.83	
		2.75 AUST GOVT 410521	2,000,000.00	1,654,423.88	
		3 AUST GOVT 470321	500,000.00	415,646.85	
		3.25 AUST GOVT 250421	100,000.00	99,911.82	
		3.75 AUST GOVT 370421	500,000.00	489,015.86	
		4.25 AUST GOVT 260421	100,000.00	102,808.02	
		4.5 AUST GOVT 330421	1,500,000.00	1,599,031.65	

		4. 75 AUST GOVT 270421	400, 000. 00	421, 146. 60	
	国債証券 小計		17, 500, 000. 00	15, 635, 502. 02 (1, 424, 394, 234)	
	地方債証券	1. 25 AUST CAPITAL 250522	1, 000, 000. 00	944, 135. 01	
		1. 75 AUST CAPITAL 311023	1, 000, 000. 00	808, 418. 64	
	地方債証券 小計		2, 000, 000. 00	1, 752, 553. 65 (159, 657, 637)	
	特殊債券	0. 5 VICTORIA 251120	500, 000. 00	455, 733. 58	
		0. 75 BNG BANK NV 231113	1, 000, 000. 00	974, 326. 96	
		0. 75 INTL FINAN 280524	500, 000. 00	414, 561. 97	
		0. 8 ASIAN DEV 251106	1, 000, 000. 00	915, 536. 07	
		1. 1 IBRD 301118	1, 000, 000. 00	768, 715. 35	
		1. 25 VICTORIA 271119	2, 000, 000. 00	1, 760, 440. 26	
		1. 45 INTL FINAN 240722	500, 000. 00	481, 761. 85	
		1. 5 KOREA DEVEL 240829	1, 000, 000. 00	948, 492. 19	
		1. 7 EIB 241115	500, 000. 00	480, 395. 24	
		1. 75 QUEENSLAND 310821	1, 000, 000. 00	817, 023. 08	
		1. 75 WEST AUST TR 311022	1, 000, 000. 00	813, 520. 92	
		2 NORTHERN TERRIT 290521	1, 000, 000. 00	878, 637. 57	
		2. 25 SOUTH AUST G 240815	500, 000. 00	488, 349. 28	
		2. 5 NEWSWALES 321122	2, 000, 000. 00	1, 686, 615. 22	
		2. 75 INTER-AMERIC 251030	1, 000, 000. 00	967, 636. 92	
		3 KOMMUNALBANKEN 261209	1, 000, 000. 00	955, 387. 60	
		3. 25 WEST AUST TR 280720	500, 000. 00	481, 589. 73	
		3. 5 NORTHERN TERR 280421	1, 500, 000. 00	1, 460, 700. 64	
		3. 6 INTL FINAN 260224	1, 000, 000. 00	988, 607. 84	
		4. 25 LANDWIRTSCH 250109	500, 000. 00	503, 173. 10	
		4. 75 AFRICAN DEVE 240306	1, 000, 000. 00	1, 008, 604. 60	
		4. 75 NORDIC INVES 240228	500, 000. 00	504, 522. 05	
	特殊債券 小計		20, 500, 000. 00	18, 754, 332. 02 (1, 708, 519, 647)	
オーストラリアドル合計			40, 000, 000. 00	36, 142, 387. 69 (3, 292, 571, 518)	
合計				3, 292, 571, 518 (3, 292, 571, 518)	

(注 1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
オーストラリアドル	国債証券 23 銘柄	43.26%	43.26%
	地方債証券 2 銘柄	4.85%	4.85%
	特殊債券 22 銘柄	51.89%	51.89%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和5年1月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	190,336,263
II 負債総額	126,389
III 純資産総額 (I - II)	190,209,874
IV 発行済口数	189,162,914口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.0055
(10,000口当たり)	(10,055)

【三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和5年1月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	3,475,249,372
II 負債総額	3,867,526
III 純資産総額 (I - II)	3,471,381,846
IV 発行済口数	4,252,826,038口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.8163
(10,000口当たり)	(8,163)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2023 年 1 月末現在、資本金は 2,000 百万円です。なお、発行可能株式総数は 400,000 株であり、211,581 株を発行済です。最近 5 年間に於ける資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を

行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2023 年 1 月 31 日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	876	22,481,972
追加型公社債投資信託	16	1,443,997
単位型株式投資信託	91	422,774
単位型公社債投資信託	51	120,386
合 計	1,034	24,469,129

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第 38 条及び第 57 条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度に係る中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和 4 年 12 月 2 日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青 木 裕 晃

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 鉄 也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの第 38 期事業年度の中間会計期間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和 4 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)		第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	※2 2,726	※2 7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	※2 65,808	※2 65,808
その他	12,504	36,211
営業外収益合計	609,239	1,579,148
営業外費用		
投資有価証券償還損	95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入	16,395	16,548
事務過誤費	-	76,076
賃貸関連費用	13,472	15,780
その他	2,932	7,585
営業外費用合計	128,747	119,066
経常利益	13,368,595	17,011,221
特別利益		
投資有価証券売却益	2,007,655	605,706
特別利益合計	2,007,655	605,706
特別損失		
投資有価証券売却損	51,737	28,188
投資有価証券評価損	26,317	36,558
固定資産除却損	※1 536	※1 13,094
特別損失合計	78,591	77,840
税引前当期純利益	15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2 4,755,427	※2 5,366,608
法人税等調整額	△19,122	22,446
法人税等合計	4,736,304	5,389,054
当期純利益	10,561,354	12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第 37 期（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和 2 年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号））が令和 2 年 3 月 31 日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 令和 2 年 3 月 31 日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 令和 3 年 8 月 12 日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は 484,886 千円減少、繰延税金資産は 148,472 千円減少、繰越利益剰余金は 336,414 千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 200,739 千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は 475,687 千円増加しております。

1 株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 令和元年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 令和元年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 31 号)の令和 3 年 6 月 17 日の改正は、令和元年 7 月 4 日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね 1 年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和 5 年 3 月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
建物	643,920 千円	805,250 千円
器具備品	1,545,179 千円	2,054,366 千円
投資不動産	151,833 千円	157,995 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
預金	40,328,414 千円	43,782,913 千円
未収収益	14,138 千円	13,741 千円
未払手数料	772,495 千円	836,105 千円
その他未払金	3,425,136 千円	3,887,520 千円
未払費用	349,222 千円	337,847 千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
建物	-	2,599 千円
器具備品	536 千円	10,495 千円
計	536 千円	13,094 千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
支払手数料	5,128,270 千円	5,153,589 千円
受取利息	143 千円	7,377 千円
受取賃貸料	65,808 千円	65,808 千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898 千円	4,062,765 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和 2 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670 千円
- ② 1 株当たり配当額 44,700 円
- ③ 基準日 令和 2 年 3 月 31 日
- ④ 効力発生日 令和 2 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和 3 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1 株当たり配当額 49,988 円
- ④ 基準日 令和 3 年 3 月 31 日
- ⑤ 効力発生日 令和 3 年 6 月 29 日

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和 3 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 1 株当たり配当額 49,988 円
- ③ 基準日 令和 3 年 3 月 31 日
- ④ 効力発生日 令和 3 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和 4 年 6 月 28 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1 株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和 4 年 3 月 31 日
- ⑤ 効力発生日 令和 4 年 6 月 29 日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	709,808 千円
1 年超	709,808 千円	414,054 千円
合計	1,419,616 千円	1,123,863 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第 37 期(令和 4 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 37 期(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和 3 年 9 月 24 日内閣府令第 9 号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326 千円、投資有価証券 16,772,282 千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 4)	科目	期末残高 (注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注 3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 4)	科目	期末残高 (注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注 3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09 円	400,322.84 円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36 円	57,424.97 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間 (令和 4 年 9 月 30 日現在)		
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		48,375,193
有価証券		270,676
前払費用		804,517
未収入金		78,340
未収委託者報酬		16,141,814
未収収益		751,362
金銭の信託		10,401,500
その他		264,566
流動資産合計		77,087,971
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	285,704
器具備品	※1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,470,447
ソフトウェア仮勘定		1,585,322
無形固定資産合計		6,071,592
投資その他の資産		
投資有価証券		14,693,980
関係会社株式		159,536
投資不動産	※1	809,716
長期差入保証金		1,204,923
前払年金費用		154,270
繰延税金資産		1,369,880
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		18,413,938
固定資産合計		26,337,361
資産合計		103,425,332

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

(負債の部)		
流動負債		
預り金		1, 783, 230
未払金		
未払収益分配金		112, 635
未払償還金		7, 418
未払手数料		6, 226, 860
その他未払金		575, 030
未払費用		5, 329, 791
未払消費税等	※2	592, 374
未払法人税等		2, 634, 965
賞与引当金		954, 015
役員賞与引当金		86, 040
その他		5, 517
流動負債合計		18, 307, 880
固定負債		
退職給付引当金		1, 299, 571
役員退職慰労引当金		75, 667
時効後支払損引当金		261, 505
固定負債合計		1, 636, 744
負債合計		19, 944, 625
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2, 000, 131
資本剰余金		
資本準備金		3, 572, 096
その他資本剰余金		41, 160, 616
資本剰余金合計		44, 732, 712
利益剰余金		
利益準備金		342, 589
その他利益剰余金		
別途積立金		6, 998, 000
繰越利益剰余金		28, 593, 826
利益剰余金合計		35, 934, 416
株主資本合計		82, 667, 260

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	813, 447
評価・換算差額等合計	813, 447
純資産合計	83, 480, 707
負債純資産合計	103, 425, 332

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)	
営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	※1 1,198,877
諸経費	182,304
一般管理費合計	6,836,796
営業利益	7,770,556

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)	
営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取賃貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	
時効後支払損引当金繰入	39,158
事務過誤費	1,807
賃貸関連費用	※1 6,770
その他	11,805
営業外費用合計	59,541
経常利益	7,906,314
特別利益	
投資有価証券売却益	364,481
特別利益合計	364,481
特別損失	
投資有価証券売却損	338
投資有価証券評価損	104,554
固定資産除却損	3,528
特別損失合計	108,421
税引前中間純利益	8,162,374
法人税、住民税及び事業税	2,522,443
法人税等調整額	△ 28,522
法人税等合計	2,493,921
中間純利益	5,668,453

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 38 期中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2, 000, 131	3, 572, 096	41, 160, 616	44, 732, 712	342, 589	6, 998, 000	29, 000, 498	36, 341, 088	83, 073, 932
当中間期変動額									
剰余金の配当							△6, 075, 125	△6, 075, 125	△6, 075, 125
中間純利益							5, 668, 453	5, 668, 453	5, 668, 453
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△406, 671	△406, 671	△406, 671
当中間期末残高	2, 000, 131	3, 572, 096	41, 160, 616	44, 732, 712	342, 589	6, 998, 000	28, 593, 826	35, 934, 416	82, 667, 260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△813,328	△813,328	△813,328
当中間期変動額合計	△813,328	△813,328	△1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産及び投資不動産
定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
 - (6) 時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

[会計方針の変更]

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

（追加情報）

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日。以下「実務対応報告第 42 号」という。）に従っております。また、実務対応報告第 42 号第 32 項(1)に基づき、実務対応報告第 42 号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

第 38 期中間会計期間 (令和 4 年 9 月 30 日現在)	
建物	903,274 千円
器具備品	2,258,329 千円
投資不動産	161,052 千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)	
有形固定資産	321,137 千円
無形固定資産	877,740 千円
投資不動産	3,057 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

令和 4 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1 株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和 4 年 3 月 31 日
- ⑤ 効力発生日 令和 4 年 6 月 29 日

(リース取引関係)

第 38 期中間会計期間(令和 4 年 9 月 30 日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	880,111 千円
1 年超	1,932,485 千円
合 計	2,812,596 千円

(金融商品関係)

第 38 期中間会計期間(令和 4 年 9 月 30 日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和 4 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません ((注 2) 参照)。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	270, 676	270, 676	—
(2) 金銭の信託	10, 401, 500	10, 401, 500	—
(3) 投資有価証券	14, 662, 620	14, 662, 620	—
資産計	25, 334, 797	25, 334, 797	

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額 31, 360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式 159, 536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	270, 676	—	270, 676
金銭の信託	—	10, 401, 500	—	10, 401, 500
投資有価証券	1, 743, 912	12, 918, 707	—	14, 662, 620
資産計	1, 743, 912	23, 590, 884	—	25, 334, 797

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第 38 期中間会計期間（令和 4 年 9 月 30 日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式 159, 536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
	小 計	17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	7,414,223	8,052,120	△637,897
	小 計	7,414,223	8,052,120	△637,897
合 計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額 10,401,500 千円、取得価額 10,400,000 千円）を含めております。
非上場株式（中間貸借対照表計上額 31,360 千円）については、市場価格がないため、含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 38 期中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 38 期中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 38 期中間会計期間 (令和 4 年 9 月 30 日現在)
1 株当たり純資産額	394,556.72 円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	83,480,707
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	83,480,707
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株)	211,581

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益金額	26,790.93 円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	5,668,453
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	5,668,453
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。) または子法人等 (委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。) と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

① 定款の変更等

定款について 2023 年 10 月 1 日付で以下の変更を行います。

- ・ 商号の変更 (三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更)

② 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第22条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

米国の公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主としてA格相当以上の格付を有する米国の国債、政府保証債および政府機関債に分散投資を行います。

運用にあたりましては、FTSE米国債インデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、ポートフォリオの加重平均デュレーションを2年以上8年以内とした運用を行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（3）投資制限

①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等を行うことができます。

⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑩金利先渡し取引および為替先渡し取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑪外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金514,332,302円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条第8項、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項、第56条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については514,332,302口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第32条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が、当該信託の一部解約金の手取金をもって、当該解約請求受付日に取得申込みを行う場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑧ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第43条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑨ 第1項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第13条 削除

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

(投資の対象とする資産の種類等)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条から第28条までに定めるものに限りま。

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第21条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第

1 項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。) で次号で定めるもの以外のもの

16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第23条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株

予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第29条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第26条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第29条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認

められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第34条 削除

（混蔵寄託）

第35条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

第36条 削除

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第37条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第38条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第39条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第40条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から

ら信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第41条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第42条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第43条 この信託の計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2003年1月14日から2003年3月10日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第44条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第45条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第46条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第47条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に

係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第48条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第49条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第51条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第49条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、2007年1月4日以降においても、第50条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとしします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第50条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第51条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（信託契約の解約）

第52条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第54条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第55条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者

に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第58条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第59条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第49条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 2006年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第28条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第28条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替

相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第5条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2003年1月14日

委託者 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
三菱UFJ国際投信株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

(附表)

1. 約款第12条第7項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」
2. 約款第12条第2項および第51条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行の休業日
 - ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

約款変更適用日：2023 年 10 月 1 日

投資信託約款の新旧対照表
三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）

変更後（新）	変更前（旧）
(略) 約 款 <u>三菱UFJ アセットマネジメント株式会社</u>	(略) 約 款 <u>三菱UFJ 国際投信株式会社</u>
(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 この信託は、証券投資信託であり、 <u>三菱UFJ アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。 (略)	(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 この信託は、証券投資信託であり、 <u>三菱UFJ 国際投信株式会社</u> を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。 (略)

以上

追加型証券投資信託

三菱UFJ オーストラリア債券ファンド（毎月分配型）

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

三菱UFJ オーストラリア債券ファンド（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第22条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

豪ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として高格付の豪ドル建ての公社債に投資します。

投資にあたりましては、豪ドル建てのオーストラリアの国債、政府機関債、A格相当以上の格付を有する州政府債および政府保証債等、ならびにオーストラリア以外のA格相当以上の格付を有する豪ドル建ての政府機関債および国際機関債等に分散投資を行います。

運用にあたりましては、ポートフォリオの加重平均デュレーションを2年以上8年以内とします。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等を行うことができます。

⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑩金利先渡し取引および為替先渡し取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑪外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金506,496,898円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第8項、第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項、第55条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については506,496,898口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第32条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が、当該信託の一部解約金の手取金をもって、当該解約請求受付日に取得申込みを行う場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑧ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑨ 第1項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第13条 削除

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

(投資の対象とする資産の種類等)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条から第28条までに定めるものに限りします。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第21条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第

1 項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。) で次号で定めるもの以外のもの

16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第23条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株

予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第29条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第26条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第29条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認

められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第34条 削除

（混蔵寄託）

第35条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第36条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第37条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第38条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金

支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第42条 この信託の計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2003年10月31日から2003年12月9日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第44条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第46条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する

金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第47条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第48条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第50条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第48条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、2007年1月4日以降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、第50条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、

5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第49条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第50条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（信託契約の解約）

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異

議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付し

たときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第48条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 2006年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第28条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第28条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条

において同じ。) を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第5条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2003年10月31日

委託者 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
三菱UFJ国際投信株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

(付表)

1. 約款第12条第7項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
追加型証券投資信託「三菱UFJ USボンドファンド（毎月分配型）」
追加型証券投資信託「三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）」
2. 約款第12条第2項および第50条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
シドニー先物取引所の休業日
シドニーの銀行の休業日
その他シドニーにおける債券市場の取引停止日

約款変更適用日：2023 年 10 月 1 日

投資信託約款の新旧対照表
三菱UFJ オーストラリアボンドファンド（毎月分配型）

変更後（新）	変更前（旧）
(略) 約 款 <u>三菱UFJ アセットマネジメント株式会社</u>	(略) 約 款 <u>三菱UFJ 国際投信株式会社</u>
(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 この信託は、証券投資信託であり、 <u>三菱UFJ アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。 (略)	(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 この信託は、証券投資信託であり、 <u>三菱UFJ 国際投信株式会社</u> を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。 (略)

以上

